

3 民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因(事件類型別)について

3.1 はじめに

民事訴訟事件（主に地方裁判所の第一審訴訟事件を念頭に置いている。なお、ここでは行政事件も含めて扱う。）の審理期間に影響を及ぼす要因について、事件類型ごとに考察する。

事件の類型としては、第1回報告書で「専門的な知見を要する訴訟」として採り上げた医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟のほか、審理期間の長期化要因に関するヒアリング調査の結果などを基に、審理が長期化する傾向のある事件類型として、「相続関係訴訟」、「境界確定訴訟」、「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」及び「その他専門的知見を要する訴訟」という分類を試みている（このような分類は、あくまで今回のヒアリング調査の結果に基づき、一つの分類として試みたものであり、検討の視点により、このほかにも様々な分類があり得ることは当然である。）。

最初に、各事件類型ごとに、「審理期間の長期化に影響を及ぼす要因」を概観する。ここでは、各要因が実際にどの程度審理期間を長期化させているかという影響度や、各要因が改善されるべきものかどうかという評価はともかくとして、裁判実務における経験や感覚に基づき、審理期間の長期化に影響を及ぼすと考えられる要因を列挙する^{*1}。

その上で、上記各要因の「背景事情等に関する考察」を試みる。これは、上記各要因の背景事情や、当該要因が審理の長期化に結び付く方向に働くような事情又はこれを防止する手立て等について、運用面、制度面、態勢面、あるいは社会的背景の面から考察するものである。ただし、これらはあくまでも初期の仮説であり、今後の調査、検証等を通じて修正、深化させていく必要がある。

*1 ただし、ここに列挙する要因のみで、審理期間の長期化に影響を及ぼす要因がすべて尽くされているわけではない。

3.2 相続関係訴訟

3.2.1 はじめに

具体的な事件類型としては、遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟（共同相続人間において特定の財産が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴訟）が代表例といえる。その他、特定の財産が被相続人の遺産ではなく共同相続人の1人の固有財産であることを理由とする所有権確認請求訴訟、所有権移転登記手続請求訴訟又は不動産明渡請求訴訟等も、ここで相続関係訴訟に分類するものの一種である。他に、遺言無効確認請求訴訟や、相続人間の不当利得返還請求又は損害賠償請求訴訟（例えば、共同相続人間において、相続人の1人が被相続人の財産を勝手に処分ないし費消したものであるとして紛議が生じ、不当利得返還請求や損害賠償請求がされるケース）などがある。

相続関係訴訟について固有の統計はないが、本報告書Ⅱ1.2.1【図5】によれば、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」といった事件類型について、審理期間が2年を超える事件が多数に上るところ、相続人間の損害賠償請求訴訟は「その他の損害賠償」に、不当利得返還請求訴訟は「金銭のその他」に、土地についての遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟、所有権確認請求訴訟や明渡請求訴訟は「土地」を目的とする訴えに各分類され、それぞれ審理期間が長期化している事件の一部となっている可能性がある。

3.2.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 争点多数

ア 例えば、遺留分減殺請求訴訟において、遺産の範囲と財産評価のほか、生前贈与の有無、特別受益の範囲と評価など、争点が多岐にわたり、また、対象となる財産（不動産、預貯金、有価証券等）の数が多数に上るなど、争点に係る事実が多数であると、それぞれの事項について主張と反論が繰り返され、その整理に時間を要する。

個々の不動産や有価証券等の財産価額の評価については、鑑定を行うことが必要となることもあり、これが多数に上ると、時間を要することになる。

イ また、相続関係訴訟では、古くからの長期間にわたる事実経過が問題となることが少なくない。その場合、年月を経て残存している証拠が乏しいことと相まって、双方の詳細な主張をかみ合わせて争点を整理するのに時間を要することがある。

さらに、例えば、遺言により被相続人から所有権を取得したことを理由とする所有権確認請求訴訟や所有権移転登記手続請求訴訟等において、遺言の一義的解釈が困難であり、これを巡り詳細な事実関係が主張される事案などでは、主要事実レベルの争点は少なくとも、間接事実レベルの争点が多くなることもあり、その整理に時間を要する。

ウ なお、争点が多岐にわたり、事実関係が複雑な事案で、かつ、本人訴訟である場合には、当事者本人が事実関係を的確に整理することが困難であり、主張が拡散しがちであるため、訴訟代理人が付いている場合以上に争点整理に時間を要する場合がある。

(2) 当事者多数

ア 相続関係訴訟では、当事者が多数に上り、当事者間の利害関係が複雑に対立することがある。当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、主張及び立証の対象となる事実が多数になり、争点

整理に時間を要するし、取調べが必要な人証数も多数となれば^{*2}、その分、人証調べ期間が長くなることもある。

イ また、当事者が多数である場合には、各当事者間で利害関係が複雑に絡み合っていることがあったり、各人の意向について折り合いを付けることが難しいなどの事情から、和解を試みる場合には、その間の調整が長引くことがある。

ウ 当事者が多数であると、期日指定に関する調整が困難になり、期日間隔が長くなることもある。ただし、複数の当事者に共通の訴訟代理人が付いており、その結果、少数の者について期日調整をすれば済む場合は、この限りでない^{*3}。

(3) 証拠の不足、収集困難

ア 親族間の合意や取決めであるため契約書等の客観的な証拠が欠けている、被相続人その他事情をよく知る中心人物が死亡している、かなり昔の事柄であり関係者の記憶が薄れているなどの事情から、双方の主張が間接的な証拠に基づく推測的なものとなり、変遷したりもするため、これらをかみ合わせて争点を整理するのに時間を要することがある。

イ 相続人の1人が被相続人の面倒を見ていた事案などでは、その相続人の側に証拠が偏在している場合があり、証拠収集に関するやりとりに時間を費やすことがある。

ウ 遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟などでは、預貯金、有価証券等の財産の状況に関し、多数の調査嘱託(民事訴訟法186条)や文書送付嘱託(同法226条)が申し立てられることがある。当事者は、嘱託に係る回答や送付文書の内容に基づいて主張内容を特定するため、回答や送付文書が到着するまでの期間が長いと、その分争点整理期間が長くなる。

嘱託先が協力的でない場合には、その嘱託に応じてもらうための交渉等に時間がかかることがあるし、嘱託を拒否されると、客観的証拠に基づく争点整理が困難となることがある。

エ なお、本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であり、訴訟代理人が付いている場合以上に争点整理に時間を要することが少なくない。

(4) 感情的対立等

相続を巡る紛争では、当事者間の感情的対立が高じるあまり、主張の応酬が必要以上に多岐にわたったり、互いに相手方への非難になったりして、合理的な争点整理に基づく審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

なお、中には、当事者間で相続に関する価値観が共有されていないことがあり(長子相続の価値観と均等相続の価値観との対立など)、そのような場合には、価値観の対立に起因する感情的対立が生じることがある。

(5) 関連事件待ち

例えば、遺産確認請求訴訟と相続人間の不当利得返還請求訴訟、建物明渡請求訴訟など、同一の相続に関連して複数の訴訟が提起され、別個の裁判所に係属したが、審理の進行状況が異なるなど諸般の事情から、弁論の併合がされない場合がある。このようなケースにおいては、一方の裁判所で全体的な解決を図る和解協議が進行している場合に、他方の裁判所で、その協議の進行を待つために審理を中断することがある。

また、相続人廃除の申立てなど、相続関係訴訟の前提となる事項を関連事件で審理している場合には、その関連事件の進行を待つため、審理が中断することがある。

*2 当事者数が多い事件ほど、平均人証数が多くなる傾向にあることについては、第1回報告書44頁参照。

*3 第1回報告書42～44頁参照。

(6) 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、早期の紛争解決や経済的利益の回復よりも、被相続人や相続人の行為等に関する理非曲直を明らかにすること（「白黒を付ける」こと）等を期待している場合には、法的効果にかかわらず間接事実を含む多岐にわたる主張がされるなどして審理が長期化することがある。

(7) 和解についての考え方

相続を巡る親族間の紛争においては、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所もそれを望ましいと考える場合が多い。そのような場合には、前記(2)イや(4)のようなケースを含め、和解が困難な事案であっても、和解のための手続に時間を費やすことがある。もとより、和解が成立した場合には、結果的に全体の審理期間が短縮することもあるが、他方で、和解が不調に終わり、全体の審理期間が長期化することもある。

3.2.3 背景事情等に関する考察

(1) 争点多数について

ア 対象となる財産が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要であるため、その分審理に一定の時間を要するのは、当然というべきである。

もっとも、当事者が、多数の事実を十分整理せずに主張したり、証拠を選別、整理しないまま提出したり、あるいは逆に必要な証拠を小出しにしたり、主張・立証の重点を置くべき部分とそうでない部分とのメリハリをつけずに漫然と訴訟活動をし、裁判所もこれらに適切に対応できない場合には、審理期間を必要以上に長期化しかねない。

そこで、実務の運用では、当事者が各財産に関する主張や証拠を一覧表にして整理する、提出証拠をベスト・エビデンス（最良証拠）に絞り込み、基本書証ないし必要な証拠は早期に提出する、裁判所もこれらを促す、といった運用上の工夫や努力がされてきている。また、そうした工夫等を踏まえた事件類型別の審理の指針が法律雑誌等で紹介され⁴、法曹関係者の参考に供されるなどされてきている。

イ 争点多数といっても、その争点が名目的・形式的なものである場合もある。

すなわち、古くからの事実経過が問題となるようなケースで、争点整理未了で訴訟の全体像が見通せない段階においては、当事者は、多数の主張を一応準備し、相手方の主張についても一応網羅的に争うことがある。このような場合には、一見争点が多数あるように見えるケースにおいても、適切な争点整理を通じて、より早期に証拠関係や訴訟の全体像に照らし、実質的な争点に絞られていけば、その後の審理の長期化をある程度防止し得るものと考えられる。

実際、民事訴訟についてはかねてから運営改善が重ねられてきたところ、弁論準備手続において、証拠を踏まえた議論等を通じて、真の争点を見極め、実質的な争点に絞るという充実した争点整理が実施されるようになってきている。

ウ 本人訴訟において、主張が的確に整理されず拡散しがちとなるのは、法律の専門家でない当事者本人が訴訟を進行する以上、それ自体は致し方ない面もある。

*4 大阪地方裁判所民事訴訟実務検討委員会計画審理検討小委員会「訴訟類型に着目した訴訟運営」判例タイムズ1077号12頁以下、東京地方裁判所プラクティス委員会『計画審理の運用について』（判例タイムズ社、平16）43頁以下など。

ところで、そもそも本人訴訟となる事情については、本人自身が弁護士に委任することを希望しない場合のほか、弁護士過疎で、地域に必要な弁護士が不足している場合、本人が弁護士へのアクセス方法を知らない場合、弁護士費用を支払う余裕がない場合、弁護士に相談したが受任を断られた場合などが考えられる。

弁護士へのアクセス等については、最近、弁護士人口の増加^{*5}、公設事務所の設置^{*6}、日本司法支援センター（法テラス）の稼働^{*7}等により急速にインフラが拡充しているところであり、本人が弁護士に委任することを希望する場合には、これらにより、弁護士の利用がより容易になっていくことが考えられる。

さらに、弁護士が訴訟代理人として事件を受任しないまでも、本人の相談に乗り、援助をする場合がある。弁護士が、紛争が深刻化する前に助言等をし、場合により、代理人として訴訟となる前に相手方と交渉することにより、紛争の解決に至らないまでも、紛争があまりこじれない状態で訴訟になるのであれば、当該訴訟による解決も早まることが考えられる。

(2) 当事者多数について

ア 当事者多数の事案において、当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、争点整理や必要となる書証の整理に時間がかかるほか、取調べが必要な人証数が多数となり、その場合、多数の人証を取り調べるための時間を要することになる。現在の実務においては、できる限り集中して証拠調べが行われているが、そうであっても、人証数がかなり多い場合に人証調べ期間が長くなることがあるのはやむを得ないところである（人証数が多数となるほど、平均人証調べ期間が長くなることについては、本報告書Ⅱ1.2.2【図18】参照）。なお、当事者ごとの個別事情が全く同じとはいえなくても、共通の特徴に応じてグループ化できる場合には、グループごとにその代表となる者を取り調べるといった工夫をすることもあがるが、このような方法により対応し得るケースは限られている。

イ 当事者が多数である場合、和解に関する調整が長引くことがあるが、紛争の内容や性質、当事者相互の関係、当事者の意向その他諸般の事情に照らし、和解が相当な事案であれば、そのための時間がある程度かかってもやむを得ないと考えられる。

ウ 期日指定に関する調整を要する当事者の数が多いために、その調整が困難となり、期日間隔が長くなることについては、複数の期日をあらかじめ指定するなどの運用上の工夫がされる例もある。

(3) 証拠の不足、収集困難について

ア 相続関係訴訟で問題となる合意や取決めに関し、契約書等の書面が作成されないことについては、そもそも親族間において書面を作成することに対する違和感、抵抗感等があるためであると思われる、やむを得ない面もある。

もっとも、不動産の贈与等については、契約書等を作成して登記申請をすることが考えられるのであるから、その際、弁護士等の法律専門家に気軽に相談する慣行ができるようになれば、法的問題を

*5 弁護士人口は、平成8年12月31日時点では1万5900人であったが、平成17年12月31日現在、2万2059人となっている（日本弁護士連合会『弁護士白書2006年版』（平18）4頁）。司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）57、58頁では、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3000人とすることなどが目標とされ、それを前提にすると、おおむね平成30年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれている。

*6 日本弁護士連合会は、弁護士過疎問題の解決のため、裁判所の支部単位で弁護士の数が0又は1名の地域（いわゆるゼロワン地域）を中心に、公設事務所の設置を進めている。平成12年6月以降、平成18年10月までの間に、全国に71の公設事務所が開設された（日弁連・前掲注5・148、149頁）。

*7 日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法に基づいて、平成18年4月10日に設立された法人であり、同年10月2日から業務を開始している。民事法律扶助として、訴訟等の代理人の報酬及び事務処理費用の立替え、法律相談などを行っている。

検討した上で契約書が作成されることとなるであろう。なお、さらに一步進んで、遺言の作成に当たり弁護士等の法律専門家に相談する慣行ができれば、法的な観点（例えば、遺留分など）を踏まえた内容の遺言をすることが容易になる上、被相続人の周辺にある財産の所有関係等が明確でない場合、遺言の作成過程において、そのような財産の所有関係等が明確となり、それを踏まえて財産目録が作成されることなども考えられる。

このように弁護士等の法律専門家が予防的に関与するようになれば、紛争自体を減少させることができるし、たとえ紛争が生じ訴訟に至っても、証拠の不足による審理の長期化を防止する効果があると思われる。

イ 相続人の1人が証拠となるべき特定の文書を所持しているが、それを任意に提出しない場合には、文書提出命令の制度（民事訴訟法220条以下）がある。すなわち、当事者は、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書の提出を命じるよう申し立てることができる。裁判所が訴訟の当事者に文書の提出を命じた場合、その当事者は、文書を提出しなければ相手方の主張が真実と認められるなどの不利益を受けることになる。

もともと、文書提出命令は、提出する文書を特定して申し立てる必要があり、相続人の1人のもとに、そもそもどのような文書があるのか見当が付かないような場合には、文書提出命令の活用は困難となる。ただし、当事者が文書提出命令の申立てに当たって、相手方の所持する文書を特定することが著しく困難であるときは、文書の表示や文書の趣旨を所持者に明らかにするよう求める手続きが設けられている（同法222条）。

ウ 調査嘱託や文書送付嘱託については、近時、個人情報対象となる場合に、嘱託先から、本人の同意が得られなければ、個人情報保護を理由として嘱託を拒否される事例が散見される^{*8}。その背景には、個人情報保護立法^{*9}等も契機となって、社会的にも、個人情報に関する個人の権利利益に対する意識が高まり、個人情報の保有者もその取扱いに敏感になっていることなどの影響があると考えられる。

エ 本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であることも多いが、法律の専門家でない本人が訴訟を進行する以上、そのために争点整理に時間がかかることがあるのは、やむを得ない。

実務では、裁判所が、中立・公平を害しない範囲で、当事者本人に対し、事案の解明に必要な証拠の収集の仕方や的確な証拠の提出の仕方を示唆するなどの対応がされている。

(4) 感情的対立等について

相続を巡る紛争では、当事者間に激しい感情的な対立が往々にして見られることは致し方ないところであり、その結果、主張の応酬が必要以上に多岐にわたったり、互いに相手方への非難になったりすることも、ある程度はやむを得ないものと思われる。

もともと、早期の段階で、裁判外紛争解決手続（ADR:Alternative Dispute Resolution）を利用したり、弁護士等の関与を得て円満調整のための助力を受けることにより、感情がもつれ対立が激しくなる

*8 例えば、小島浩ほか「個人情報保護法制と文書送付嘱託」判例タイムズ1218号24頁は、「近年、裁判所が民事訴訟法に基づく文書送付嘱託を行うと、文書の所持者から、個人情報が記載されているとして、同意書の提出を求められたり、送付そのものを拒絶されたりする事例が散見される」とする。なお、個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ「個人情報保護の円滑な推進について」（平成18年2月28日）〈<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/20060228moshiawase.pdf>〉は、捜査関係事項照会への回答のような場合には、個人情報保護法上は本人の同意が不要であるのかのように誤解して情報提供を控える事例が見られるとする。

*9 平成15年5月、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律など個人情報保護関係の法律が制定された。

前に紛争が解決できる可能性はある。そうなれば、激しい感情的対立が訴訟に持ち込まれることが少なくなる可能性があると考えられる。

(5) 関連事件待ちについて

関連する各事件の審理の進行状況や別件の進行の見込みなど諸般の事情を総合的に考慮した上で、弁論の併合をせず、別件の進行を待つことにも一応の合理性を認め得る。

もともと、別件の進行待ちで審理が止まっている期間があまりに長くなることを防止するために、裁判所は、当事者等を通じて、当該別件の進行状況を確認し、進行管理を図る必要があると考えられる。

(6) 裁判についての考え方について

当事者は、紛争の最終解決手段である訴訟の場においては、権利関係の確定を通じた紛争解決や経済的利益の回復のみならず、広く事案を解明して理非曲直を明らかにすること等を強く期待し、そのためには審理期間が多少長くなってもやむを得ないと考えられることがあると思われる。このような場合、裁判所も、事案によっては、審理の対象を、権利関係の確定のために法律上不可欠なものに絞らず、それよりやや広めにとらえて審理を進行することが、より紛争の実態に即した解決が得られると考えることもある。

(7) 和解についての考え方について

紛争の内容や性質、当事者相互の関係、当事者の意向その他諸般の事情に照らし、和解による解決が望ましいのであれば、そのための時間がある程度かかってもやむを得ないと考えられる。

3.3 境界確定訴訟

3.3.1 はじめに

土地境界確定訴訟のほか、土地所有権確認請求訴訟で隣接地との境界が争われることがある。

いずれも、事件票における事件類型としては、土地を目的とする訴えに分類される。本報告書II 1.2.1【図5】によれば、土地を目的とする訴えについて審理期間が2年を超える事件が多いが、境界確定訴訟がこのうちの一部となっている可能性がある。

3.3.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 証拠の不足等

ア 公図と測量図が一致していない、正確な測量図がないなど、図面その他の客観的資料が不備である場合には、境界を推認させる間接的な事実の積み上げにより判断をすることとなるが、かなり昔の事情やあいまいな事実関係について細かな主張・立証が繰り返され、争点を整理するのに時間を要することが少なくない。

また、土地の分合筆が重ねられ、その経緯が不明であるという場合にも、事案を解明し、争点を整理するのに時間を要することがある。

イ なお、本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であり、訴訟代理人が付いている場合以上に争点整理に時間を要する場合が少なくない。

(2) 共通図面の作成困難

原告と被告が別々の図面により各々の境界線の位置を主張すると、審理・判決に困難を来すため、境界確定訴訟において主張整理をするには、できる限り早期の段階で、共通図面（係争地の状況を正確に反映した1枚の図面に、基点及び当事者双方の主張する各境界線を記入したもの）を作成することが必要である^{*10}が、当事者がそのような図面を作成するのに時間がかかることが少なくない。

(3) 感情的対立

隣接地間の紛争が長期に及び、当事者の感情的対立が深刻化している場合には、争点とは直接関係のない又は関係の乏しい主張がされるなど、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがある。

(4) 裁判についての考え方

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、近隣紛争に関する理非曲直を明らかにすること等を期待している場合には、法的効果にかかわらない間接事実を含む多岐にわたる主張がされるなどして審理期間が長期化することがある。

(5) 和解についての考え方

境界紛争のような近隣者間の紛争においては、多少時間がかかっても、当事者が話し合いによる解決を望み、裁判所もそれが望ましいと考える場合があり、そのような場合には、和解のための期間が長引くことがある。

*10 大阪地裁計画審理検討小委員会・前掲注4・5頁、東京地裁プラクティス委員会・前掲注4・39頁等参照。

3.3.3 背景事情等に関する考察

(1) 証拠の不足等について

不動産登記法上、登記所（法務局）には、「地図」を備え付けるものとされているが、それが備え付けられるまでの間は、「地図」に代えて、「地図に準ずる図面」を備え付けることができるとされている（14条4項）。現在、登記所では、不動産登記法上の「地図」（地積図等）の代わりに、「地図に準ずる図面」として公図（旧土地台帳附属地図）等が備え付けられていることも多い。しかし、公図は、地租徴収の資料として作成され、地租を徴収される側の者が作成した1筆ごとの地図を集めて作成されたという成立の事情や、作成当時の測量技術自体が未熟な上、技術を持たない者が測量に当たったことなどから、その精度は低いものが多いといわれている^{*11}。したがって、公図と他の測量図が一致しないことも多い。

そこで、国土調査法に基づく地籍調査（毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること）が進展し、正確な地積図が登記所に備え付けられれば、境界確定訴訟において証拠として役立つ。なお、これまで地籍調査が遅れている理由としては、都市部では土地の細分化や複雑な権利関係等、山間部では地理的条件等により、境界等の確認に多大な手間と時間がかかる点などが指摘されている^{*12}。

ところで、不動産登記法の改正により、筆界特定制度が平成18年1月20日から導入されている（同法123条以下）。この制度は、筆界（1筆の土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた境界線）に争いがある当事者の申立てにより、筆界特定登記官が筆界調査委員（土地家屋調査士等）の調査を経て筆界を特定するというものである。境界確定訴訟を提起した後にこの筆界特定手続を行うこともできるが、筆界特定がされた場合には、境界確定訴訟の受訴裁判所は、登記官に対し、筆界特定手続記録の送付を嘱託することができる（同法147条）。これにより、筆界に関する専門家が作成した資料（筆界特定書、筆界特定図面等）^{*13}を争点整理や事実認定に利用することができる。こうした手続が活用されれば、証拠の不足による審理の長期化を防止する手立ての一つになることが考えられる。

(2) 共通図面の作成困難について

そもそも、基点等が明確で、正確かつ信頼性が高い図面があれば、これに当事者双方がそれぞれ主張する境界線を記入することにより共通図面とすることができる。そのような図面がない場合、訴訟になってから、期日外で当事者双方が土地家屋調査士に測量を依頼したり、測量鑑定をすることが必要となり、時間と手間がかかることが少なくない。

平成15年の民事訴訟法改正により、訴え提起前に、一定の要件を満たせば、専門家に意見の陳述を嘱託することができるようになった。この制度を用いて、提訴前の段階で、土地家屋調査士に測量の上、共通図面を作成してもらうことが考えられる。

なお、筆界特定がされている場合には、筆界特定書及び筆界特定図面において基点及び当事者双方の主張する境界線が正確に特定されていれば^{*14}、これを境界確定訴訟の共通図面として利用することによ

*11 小澤幹雄「境界の認定資料」安藤一郎編『現代裁判法大系5』（新日本法規，平10）326頁，賀集唱「公図の効力」幾代通ほか編『不動産登記講座II総論2』（日本評論社，昭52）397，400頁。

*12 国土交通省土地・水資源局国土調査課「地籍調査促進小委員会の設置について」（平成19年2月23日）<<http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudosin/tochi/kikaku/18/images/04.pdf>>参照。

*13 筆界特定手続において作成される資料については、秦慎也「筆界特定制度における事務の取扱い」登記情報537号28，29頁参照。

*14 松本英夫「大阪法務局における筆界特定制度の現状」登記情報537号37頁以下に掲載されている筆界特定書のサンプルでは、当事者の主張する境界線が参考図上特定されるものとして記載されている。

り、時間と手間を省くことが考えられる。

(3) 感情的対立について

近隣紛争が長期に及ぶと、当事者間の感情的な対立が深刻化することは致し方ないところであり、その結果、争点とは関係の乏しい主張がされ、その整理に時間を要することは、ある程度はやむを得ない事態であると思われる。

(4) 裁判についての考え方について

当事者が、裁判に対し、紛争解決や経済的利益よりも、理非曲直を明らかにすること等を期待している場合については、前記3.2.3(6)と同様に考えられる。

(5) 和解についての考え方について

多少時間がかかっても、和解による解決が望ましい場合については、前記3.2.3(7)と同様に考えられる。

3.4 多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟

3.4.1 はじめに

先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟、横領を理由とする損害賠償請求訴訟などにおいて、多数の事実に係る主張がされるケースがある。ヒアリング調査等において、こうしたケースは審理が長期化する傾向にあるとの指摘があったため、便宜的に、「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」という類型として採り上げるものである^{*15}。

こうした訴訟は、事件票における「その他の損害賠償」という事件類型に分類されるが、本報告書II 1.2.1【図5】を見ると、審理期間が2年を超える事件の中では、「その他の損害賠償」の事件数が最も多い。先物取引や横領等に関して多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟は、そのような審理に期間を要する事件の一例である。

3.4.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 争点多数

ア 長期間にわたり多数回行われた先物等の取引を巡る損害賠償請求訴訟や、長期間にわたり会社の金銭を横領したことを理由とする損害賠償請求訴訟では、帳簿その他の多数の証拠を分析した上で、個々の取引や預金引き出し行為等の時期、内容等を特定し、それが違法であることを基礎付ける事実関係を主張・立証する必要がある。そのため、まず、それを主張する当事者において、その準備に多くの時間を要し、相手方からの反論も、逐一証拠を踏まえたものとなるため、同様に時間を要する。さらに、その後これらを踏まえて裁判所が争点を整理することになるので、時間を要する。

また、帳簿その他の書証の量が膨大になると、その準備や整理に時間を要することがある。

イ 長期間にわたる先物取引等を巡り、勧誘行為の違法性が争われているケースにおいて、当該勧誘行為に関わった担当者等が多数に上る場合には、取調べが必要な人証数が多数となり、人証調べ期間が長くなることがある。なお、担当者が退職している場合、証人尋問のための出頭の調整に時間を要することもある。

(2) 証拠の不足等

会社の金銭の横領に関する訴訟等において、帳簿や領収書等といった、金銭の出入り、使途等を裏付ける客観的な資料が提出されない場合には、当事者や関係人の供述（記憶）に基づいてそれを主張・立証せざるを得ず、当事者の準備や争点整理、証拠調べに多くの時間を要する。また、帳簿はあっても、会社の経理状況を正確に反映するように作成されていないことがあり、その場合も同様となる。

さらに、先物取引等に関する違法性（説明義務違反、断定的判断の提供等）の立証についても、客観的な証拠に乏しく、原告及び担当者の供述が唯一の直接証拠になり、その信用性の判断につき間接事実との突き合わせが必要となることが多く、審理に時間を要する。

*15 この訴訟類型は、「多数の事実主張」に着目して抽出したものであるが、この類型の代表例である先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟においては、事実主張が多数であることに加え、事案の専門性も審理の長期化に影響を及ぼしていると考えられるため、以下では、この点も併せて検討する。

(3) 専門性

先物取引やデリバティブ等の金融取引について、当事者・代理人、裁判所に専門的知識が不足すると、争点整理の道筋を付けるのに難渋し、審理が長期化することがある。

3.4.3 背景事情等に関する考察

(1) 争点多数について

ア 対象となる取引や金銭の出入りが多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要である以上、その分審理に一定の時間を要するのは、当然というべきである。

その上で、実務では、各取引等について一覧表（先物取引の客観的な取引内容を記載した取引経過一覧表、時系列に従って当事者双方の主張等を記載した事実経過一覧表、金銭の出入りの時期・金額・用途等に関する当事者双方の主張や援用証拠を記載した一覧表など）にして整理するなどの工夫が行われていること^{*16}は、前記3.2.3(1)アと同様である。

イ 取調べが必要な人証数が多数に上る場合に、その分取調べ期間が長くなることがあるのは、前記3.2.3(2)アと同様、やむを得ない。

(2) 証拠の不足等について

会社の金銭の横領が主張される訴訟等で、本来客観的な証拠となるべき会社の帳簿等が作成されていなかったり、作成されていてもその内容が正確でないことがある。その背景の一つとしては、我が国の場合、会社といっても、個人企業が法人成りしたものが多く、会社の会計と個人の家計が混同されていることが少なくないという実態があるように思われる。

(3) 専門性について

先物等の金融取引に関する訴訟については、訴訟代理人たる弁護士や裁判官が過去に経験したことがないと、審理の見通しを立てるのに困難が伴うものであるが、法律雑誌等で紹介されている事件類型別の審理の指針^{*17}を参考にしながら対応がなされている。

他方、こうした金融取引に関する紛争について、ADR^{*18}の活用も考えられる。一般に、ADRは、多くの費用と時間をかけて行われる訴訟に比べ、簡易・柔軟な手続により廉価で迅速な紛争の解決が可能であると言われているが^{*19}、専門性を有する事案においても、訴訟のように当事者が詳細な主張・立証を行うことを回避するとともに、柔軟な形で専門家の知識・経験を取り入れることにより、迅速に紛争を解決する可能性を持っていると考えられる。

*16 東京地裁ブラクティス委員会・前掲注4・37頁参照。

*17 例えば、大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「商品先物取引関係訴訟について」判例タイムズ1070号105頁以下、山下寛ほか「紛争類型別審理モデルについて－商品先物・証券取引訴訟、医事関係訴訟－」判例タイムズ1072号4頁以下、東京地裁ブラクティス委員会・前掲注4・36頁以下など。

*18 先物取引等を取り扱うADRとしては、①弁護士の紛争解決センター（仲裁センター、あっせん・仲裁センター）による和解のあっせん、仲裁、②国民生活センターや各都道府県・市町村の消費生活センターによる和解のあっせん、③各都道府県の消費者被害救済委員会や市町村の消費者苦情処理委員会による和解のあっせん、調停などがある（日本弁護士連合会ADRセンター『最新ADR活用ガイドブック』（新日本法規、平18）298、299頁）。

*19 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）35頁、日弁連ADRセンター・前掲注18・3、4頁、小島武司『ADR・仲裁法教室』（有斐閣、平13）10～16頁等参照。

3.5 医事関係訴訟

3.5.1 はじめに

医療事故に関する損害賠償請求訴訟である。これに関する統計データについては、第1回報告書2.4.2（69頁以下）及び本報告書II 1.3.1に示したところであるが、これによれば、医事関係訴訟の平均審理期間は、平成9年には36.3月であったが、平成18年には25.5月となっている。しかし、依然として、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約3.3倍であり、審理が長期化する傾向のある事件類型といえる。

3.5.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

医療に関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難であり、主張及び証拠の検討・整理等に時間がかかるため、争点整理期間が長くなる。

とりわけ原告は、もともと医療に関する専門的知見を有しておらず、主張・立証の準備に当たり専門家の力を借りる必要性が高いが、協力を得られる専門家を探し出すまでに時間がかかるし、探し出した後も、期日間の専門家との打合せ等に時間がかかる。そして、原告が訴え提起前に専門家に全く相談していないような場合には、証拠関係や医療上の経験則を十分踏まえることなく考え得る過失を多数主張したり、その後に主張が変遷するなどし、争点整理に時間がかかることが多い。このような状況は、専門性のある弁護士が原告代理人として選任されているか否かによっても変わってくる。

(2) 鑑定の長期化

鑑定をするに当たり、適切な（当該専門分野に通曉し、かつ、利害関係のない）鑑定人候補者が見つからなかったり、見つかったもなかなか引き受けてもらえず、鑑定人を選任するまでに時間がかかることがある。

また、鑑定人選任後、鑑定人の多忙等により、鑑定書が提出されるまでに時間を要することがある。

さらに、鑑定書の提出後、鑑定結果が自己に不利益であった当事者が、専門家に相談するなどして、鑑定書に対する反論・反証を準備することとなり、それに時間を要することもある。

3.5.3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

医事関係訴訟では、患者にどのような症状等が見られたかを確定する事実経過の認定の面でも、医療機関としてどのような場合にどのような対応をとるべきかを確定する医学的知見の獲得の面でも、医療に関する高度の専門的知見が必要とされる。特に、治療経過が長く、多くの診療科にわたる事件では、翻訳しなければならない医療記録の量も多く、その専門的分析には時間がかかる上、医療の進歩に伴い、医療水準も変化していくことから、問題となった当時の医学的知見を示す文献等の調査、収集にもある程度の調査時間が必要である。また、主張される過失も一つでない場合が多く、それぞれについて、専門的知見を踏まえた争点整理が必要となる。

このように高度に専門化された訴訟においては、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。この点に関し、専門家の関与や弁護士・裁判所の態勢、裁判外の手続により長期化を防止する手立てについては、次のようなことが考えられる。

ア 専門委員の活用

平成15年の民事訴訟法改正により、専門委員制度が導入された（同法92条の2以下）。これにより、裁判所は、争点整理、証拠調べ又は和解の各場面において、専門家に専門委員として手続への関与を求め、専門的な知見に基づく説明を聴くことができるようになった。

専門委員は、制度上、鑑定人と異なり、具体的な事案における判断事項そのものに係る意見を述べることはできない上、医事関係訴訟の代理人の間では、専門委員の活用には消極的な意見もある^{*20}。しかし、医事関係訴訟においても、この制度が徐々に活用されるようになってきており^{*21}、争点整理手続において、専門委員が訴訟関係者の理解を得られるような形で円滑に活用されれば、争点整理がより効率的で充実したものとなり、審理期間の長期化防止にもつながる可能性がある。

イ 専門家の助言・協力

当事者、とりわけ原告が、訴訟外で専門家の医師に相談し、助言・協力を得られる状況にあれば（このような医師は、一般に、「相談医」、「協力医」などと言われる。）、訴訟の準備が迅速かつ円滑に進むほか、ポイントを絞った主張が可能となり、無用な争点の増加を防止し得る。また、そもそも訴訟になることを未然に防げる可能性もある。

もっとも、何のつてもないところで、こうした協力医を見つけるのは、容易なことではない。また、原告が協力医を見つけることができ、その助言のもとに訴状を作成した場合であっても、その後、被告側から新たに資料が出されると、当初想定していた点とは異なる点についての検討が必要となるときがあるが、協力医が多忙である等の理由で、直ちに相談をしたり助言を得たりすることができない場合もある。

ウ 弁護士の専門化

医事関係訴訟に精通した弁護士が訴訟代理人となれば、自身が医事関係の訴訟活動に慣れているだけでなく、相談医や協力医を得るための人脈やノウハウも持っているため、要を得た主張・立証がなされ、争点整理等がスムーズに進むことが多い。

医事関係訴訟では、最近、このような専門性のある弁護士が増えてきたように思われるが、今後、弁護士人口の増加等に伴い、専門性のある弁護士が更に増加することが考えられる。それとともに、当事者が、専門性の高い弁護士を知り、アクセスする手段をいかに確保するかも課題となる。

*20 徳岡治「岡山地裁における専門委員制度の運用の実情－医事関係訴訟での運用を中心に－」判例タイムズ1217号11頁は、「医事関係訴訟への専門委員制度の導入については、平成15年の民事訴訟法改正の検討当時から、弁護士側に消極的な意見が強くあったところであり、現時点でも、特に患者側の代理人を務める弁護士には、一般的には、同様の意見があるようである。」とする。

*21 医事関係訴訟における専門委員制度の運用状況については、例えば、大阪地方裁判所専門訴訟事件研究会「大阪地方裁判所における専門委員制度等の運用の実際」判例タイムズ1190号16頁以下、東京地方裁判所民事部4委員会共同報告「改正民事訴訟法500日の歩み(2)－東京地方裁判所における新制度運用の実情－」判例時報1911号11頁以下、徳岡・前掲注20・8頁以下等参照。

エ 裁判所の集中部の設置

平成13年以降、医事関係訴訟を集中的に取り扱う部（集中部）が全国10地方裁判所に設置された。これらの集中部では、事件に関する専門的知識やノウハウの蓄積により、専門訴訟の審理の円滑化が図られている^{*22}。

また、集中部において培われたノウハウ等が、法律雑誌等に発表されたり^{*23}、裁判官が異動先でこれを生かすことを通じて、他の裁判所においても参考にされ、その審理の円滑化に貢献している。

オ 裁判外の手続

医事紛争について、ADR^{*24}による紛争解決も考えられる。ADRにおいては、訴訟のように当事者が詳細な主張・立証を行うことを回避するとともに、柔軟な形で専門家の専門的知見を取り入れることにより、迅速に紛争を解決できる可能性がある。のみならず、裁判外の手続で紛争が解決に至らなくても、そこで争点に関し専門的知見に基づく資料が収集・形成されていれば、その資料が後の訴訟の審理において活用されることも考えられる^{*25}。

(2) 鑑定の長期化について

ア 鑑定の必要性について

かつては、医事関係訴訟において、鑑定の必要性を十分に吟味することなしに、鑑定を行うような例もあったと言われているが、最近はそのようなことは少なくなっており、むしろ、充実した争点整理手続とそれに基づく証拠調べの結果、事件が解明され、心証が取れると、鑑定を経なくても判決又は和解をすることができるケースが増えたと言われている^{*26}。

もちろん、充実した争点整理とそれに基づく証拠調べを実施してもなお鑑定が必要となる事案があることも確かである。そのような事案で、鑑定の実施にかかる期間の長期化を防止するためには、次のイ以下に記すような手立てが考えられる。

イ 鑑定人候補者の確保

(ア) 鑑定人選任システムの整備

鑑定人の選任システムが整備されていないと、個々の裁判体の努力で鑑定人を選任するという作業を行わざるを得ず、何のつてもないところで適切な鑑定人を見つけることには多大な困難を伴う

*22 なお、全国の医事関係訴訟の平均審理期間（ただし、平成18年1月1日から同年12月31日までに既済となった事件）は25.5月であるが、集中部の平均審理期間の統計数値としては、東京地方裁判所の医療集中部における医事関係訴訟（ただし、基本的には平成14年10月1日から平成15年12月31日までに既済となった事件）の平均審理期間は508.6日（約16.9月）（釜田ゆりほか「東京地裁医療集中部における事件の概要」民事法情報213号18頁）、大阪地方裁判所の医事事件集中部における医事関係訴訟（ただし、平成13年4月1日以降に配てんされた事件のうち、平成18年3月31日までに既済となった事件）の平均審理期間は14.8月（大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会「大阪地方裁判所医事事件集中部発足5年を振り返って」判例タイムズ1218号62頁）、というデータがある。

*23 例えば、東京地方裁判所医療訴訟対策委員会「医療訴訟の審理運営指針」判例タイムズ1237号67頁以下、大阪地裁専門訴訟事件検討委員会・前掲注22・59頁以下など。

*24 医事紛争を扱うADR機関としては、弁護士会の紛争解決センターが挙げられる（日弁連ADRセンター・前掲注18・265、266頁）。

*25 裁判外における専門的知見に基づく資料の形成という点に関連して、医療事故の原因究明制度を創設することについて、最近、議論がされている。厚生労働省「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」（平成19年3月）〈<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/dl/s0420-11b.pdf>〉は、患者にとって納得のいく安全・安心な医療の確保や不幸な事例の発生予防・再発防止等に資するとの観点から、診療行為に関連した死亡につき、訴訟手続とは別に、専門家により構成される組織が死因の調査・究明に当たるといった仕組みの構築等について検討し、同組織が作成した調査報告書の活用等による民事紛争の解決の仕組みについても検討するとしている。

*26 小海正勝ほか「医療訴訟と専門情報②」判例タイムズ1121号32頁（福田、前田発言）、37頁（小海、前田発言）、山名学「東京地裁医療集中部の現状について」東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編『研修叢書40医療訴訟』（商事法務、平15）27、28頁、東京地裁医療訴訟対策委員会・前掲注23・72、81頁等参照。

ため、選任に長期間を要することとなる。

そこで、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に医事関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みが構築された。また、地方裁判所単位又は高等裁判所単位で、医療機関等の協力を得て、鑑定人候補者推薦のためのネットワークが構築、拡充されつつある。

(イ) 鑑定を引き受けることに消極的となる事情

従前、医師が鑑定を引き受けることに消極的となる事情として、①医師が鑑定人となって鑑定書を書いたからといって、学会等において専門家として評価されるわけではなく、医師にとってメリットが存在しない、②その反面、医師にとって鑑定書を書くことは、大変責任と負担が重い作業である、③多忙な医師にとって、鑑定書を作成する時間的余裕がない（後記エ参照）、④裁判所は突然記録を送りつけて鑑定を依頼するなど鑑定人に対する配慮が足りない、⑤鑑定書提出後、鑑定人尋問において、当事者から、鑑定人としての資格や能力等について人格攻撃的な尋問を受けることがある、などの問題点が指摘されていた^{*27}。

①については、鑑定書を書くよりは、論文を書いたり、シンポジウムで発表した方が学会では評価されるとの指摘があり、現状では、裁判所に鑑定人に選任されて良い鑑定書を書いたことは、医学界等において評価されるものではないことがうかがわれる^{*28}。

②・③については、鑑定人が鑑定事項について既に結論を出しているのに、鑑定書にそれをまとめるために時間がかかり、それが負担となることを防ぐため、鑑定書を簡易なものとしたり、期日において口頭で意見を述べることを中心とする方法など、鑑定人の負担を軽減する方法の工夫がされている。

④については、裁判所が鑑定を依頼する際の運用として、事案の概要や争点を記載した書面のほか、診療経過一覧表^{*29}を鑑定人に交付する、訴訟記録については必要な証拠資料のみを選別して交付する、といった配慮をするようになってきている^{*30}。

⑤については、従前は民事訴訟法上、鑑定について証人尋問の規定が包括的に準用され、鑑定人は、証人と同様に、当事者からの尋問を受けるものとされていた。平成15年の改正によりこれが改められ、裁判所は、鑑定書の内容や根拠について確認等の必要が生じた場合には、鑑定人に書面又は口頭で意見を補充させることができること（同法215条1項・2項）、口頭で意見を補充させる場合には、まず鑑定人が鑑定事項について意見を述べ、その後に鑑定人に対する質問をする場合にも、原則として裁判長、当事者の順に行うこと（同法215条の2第1項・2項）、鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問等を禁止すること（民事訴訟規則132条の4第3項）が明確に規定された。

なお、鑑定の一層円滑な実施を図るために、各地において、医療機関と裁判所及び弁護士会との間で協議会等を開催して、鑑定手続に関する課題等について意見交換をしたり、裁判所が訴訟手続に関する説明会等を開催して、鑑定その他の訴訟手続について医療関係者に説明し、理解を深めて

*27 司法研修所編『専門的な知見を必要とする民事訴訟の運営』（法曹会、平12）54頁以下。

*28 司法研修所・前掲注27・54頁参照。なお、司法研修所・同30、44頁は、ドイツ及びフランスにおいては、裁判所の鑑定人になることがその専門家としてのステイタスになっていることを指摘しており、門口正人編『民事証拠法大系第5巻』（前田順司）（青林書院、平17）75頁は、これを踏まえて、我が国においても、学会あるいは大学において、裁判所の鑑定人として選任されたこと、良い鑑定書を作成したことについて、評価される体制にあることが必要と考えられるとしている。

*29 医事関係訴訟においては、一連の診療経過や医師の判断について被告が一覧表（診療経過一覧表等）にして早期に主張し、原告がそれに対する認否を同一覧表に記入する方法により行い、これらを照らし合わせて診療に関する事実経過について争いのある部分とない部分を確定するという争点整理の方法が一般にとられるようになっている。

*30 東京地裁医療訴訟対策委員会・前掲注23・81頁等参照。

もらうなどの取組が行われている。これらの取組は、司法関係者と医療関係者の間で相互に協力の姿勢を醸成する意義もあると考えられる。

ウ 鑑定事項の策定

鑑定事項が適切かつ明りょうでない場合には、鑑定人が質問の趣旨をあれこれとそんたくしたり、どのような回答をどこまですればよいのかについて迷ったりして、鑑定書作成に時間を要するおそれがある。

そこで、鑑定事項を定めるに当たり、鑑定人ないし鑑定人候補者の意見を聴き、それを反映させる運用がされてきたところである。平成15年に改正された民事訴訟規則でも、期日において裁判所が鑑定事項の内容等について鑑定人と協議をすることができる旨が明記された（129条の2）。

なお、鑑定事項の定め方について、専門委員の助言を得るという運用もされるようになっており^{*31}、このような運用も、医学的に適切な鑑定事項の作成に役立つものといえる。

エ 鑑定書の作成作業

鑑定人に選任される医師等の専門家は、多忙であることが多く、そのため、鑑定書の作成に時間を要することが少なくない。

これに対しては、前記イ(イ)のとおり、鑑定書を簡易なものとしたり、口頭で意見を述べることを中心とする方法を採用することによって、書面作成に要する時間を削減する方法のほか、鑑定書の作成を要求する場合にも、その書き方を分かりやすく教示した手引書や鑑定書の書式を交付するなどの工夫がされている^{*32}。さらに、鑑定書の作成途上において、鑑定人に疑問点が生じた場合などに、適切な相談ができる人（できれば鑑定人経験者の医師など）を用意しておくなどの工夫も考えられる。

オ 鑑定書提出後の手続

当事者によっては、鑑定書の結果が自己に不利益であることが明らかになってから初めて、それに対し反論をするために協力してくれる医師を探し、そのために時間がかかることがある。また、その協力医に相談した上で新たな論点を含んだ私的鑑定書が提出され、それを巡って主張・立証が繰り返され、時間を要することがある^{*33}。

訴え提起前又は訴訟係属後早期の段階で協力医が得られ、その意見を反映して争点整理がされるようになれば、このような事態を一定程度減らすことができると考えられる。

*31 徳岡・前掲注20・10頁等参照。

*32 山下ほか・前掲注17・12頁等参照。

*33 前田・前掲注28・54頁以下。

3.6 建築関係訴訟

3.6.1 はじめに

建築瑕疵に基づく損害賠償請求訴訟及び建築請負契約に基づく代金支払請求訴訟である。これらに関する統計データについては、第1回報告書2.4.3（83頁以下）及び本報告書II 1.3.2に示したところであるが、平成18年のデータを見ると、建築瑕疵に基づく損害賠償請求訴訟の平均審理期間は23.7月、建築請負代金請求訴訟の平均審理期間は14.2月であり、それぞれ、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約3.0倍、約1.8倍となっている。なお、瑕疵主張のある建築関係訴訟^{*34}の平均審理期間は、22.5月である。

3.6.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

建築（設計、施工、監理及びその周辺領域）に関する専門的知見^{*35}を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、施工や設計・監理に瑕疵があるか、追加工事か本体工事かなどの争いについて、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。そのため、主張及び証拠の検討、整理等に時間がかかり、争点整理期間が長くなる。

(2) 争点多数

瑕疵主張のある建築関係訴訟では、瑕疵があると主張される箇所や事象が多数に及ぶことがしばしばであり、その箇所等の特定、それが瑕疵に当たるか否か、瑕疵に当たる場合の損害額など各争点について、一つ一つ証拠に照らし合わせながら整理する必要があるため、時間を要する。

また、建築請負代金請求訴訟で多数の追加変更工事が問題となる場合も、同様に、その一つ一つについて、追加変更工事が問題となっている箇所等の特定、追加工事か本体工事か、追加変更工事の金額の合意がない場合の相当報酬額など各争点の整理に時間を要する。

(3) 証拠の不足

建物建築請負においては、契約書が作成されていないことが多く^{*36}、また、仮に契約書が存在した場合でも、その記載が簡略すぎたり、必要な取決めを欠いていたり、さらには施工に要する図面等の書類が存在しないという場合も少なくない。

また、途中で追加変更工事がされることもしばしばあるが、それについての合意が書類に反映されていないことから問題となる場合が多い。

このように客観的な証拠が不足していることにより、争点整理や証拠調べに時間を要することがある。

*34 「瑕疵主張のある建築関係訴訟」とは、建築瑕疵に基づく損害賠償請求訴訟及び瑕疵主張のある建築請負代金請求訴訟をいう（第1回報告書83頁参照）。

*35 建築関係訴訟において求められる専門的知見が複雑多岐にわたることを指摘するものとして、日野直子「東京地裁民事第22部（調停・建築・借地非訟部）における事件処理の概況」民事法情報249号29頁参照。

*36 最高裁判所に設置された建築関係訴訟委員会の中間取りまとめによると、建築関係訴訟における契約書の有無について調査をしたところ、契約書の存在しない割合が、東京地方裁判所では54%、大阪地方裁判所では40%であったとされている（建築関係訴訟委員会「建築関係訴訟委員会中間取りまとめ」民事法情報203号18頁）。

(4) 鑑定長期化

鑑定をするに当たって、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかったり、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間を要することがある。

(5) 感情的対立等

建築主が一般市民である場合、注文した建物は、高額であるばかりでなく、生活の拠点でもあることから、いったんその不具合について問題になると、感情的対立が激しくなることがある。また、補修の要否・方法や損害のてん補についてのいわゆる相場観が必ずしも確立していないため、当事者双方の見解がかけ離れたものとなることもある。そのため、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがあり、審理期間が長引くことがある。

3.6.3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

建築関係訴訟は、技術的な専門性を持つ分野であり、また、取引慣行に関する知識も必要となることがあるため、医事関係訴訟と同様、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。

専門委員の活用の有用性については、前記3.5.3(1)アと同様であるが、建築関係訴訟では、専門委員の活用のほかにも、建築士等の専門家が調停委員として関与する民事調停を活用することが広く行われている。民事調停については、当事者が訴訟を提起せずに調停を申し立てる場合と、裁判所が訴訟の途中で調停に付す場合とがあるところ、後者において調停が不成立に終わった場合には、全体の審理期間が長期化しがちであるが、不成立後の訴訟手続においては、専門家調停委員が関与した調停中の争点整理の成果を活用できることがある。

専門家の助言・協力、弁護士の特任化については、前記3.5.3(1)イ、ウと同様に考えられる。ただし、建築関係の場合、今のところ、医事関係に比べると、専門性のある弁護士が少ないように感じられる。

また、平成13年以降、建築関係訴訟の集中部が全国4地方裁判所に設置されたが、これについては前記3.5.3(1)エと同様に考えられる。

ADR^{*37}については、前記3.5.3(1)オと同様に考えられる。

(2) 争点多数について

対象となる瑕疵や追加変更工事の数が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要となる以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然というべきである。

その上で、当事者が瑕疵一覧表（例えば、建築物の各箇所について、現状、あるべき状態とその根拠、補修費用等に関する当事者双方の主張及び証拠を一覧にした表）や追加変更工事一覧表（例えば、建築物の各箇所について、本工事及び追加変更工事の内容や代金額に関する当事者双方の主張及び証拠を一覧にした表）で整理するなどの運用上の工夫が一般的にされている^{*38}。

*37 建築関係のADRとしては、国土交通省に設置された中央建設工事紛争審査会及び都道府県に設置された都道府県建設工事紛争審査会において、建設工事の請負契約を巡る紛争につき、あっせん、調停又は仲裁がされている（日弁連ADRセンター・前掲注18・207～209頁）。また、弁護士会が運営している紛争解決センターにおいても、建築紛争が扱われている。

*38 東京地方裁判所建築訴訟対策委員会『建築訴訟の審理』（判例タイムズ社、平18）58～60頁参照。

他方、瑕疵に関する主張の中には、非常に軽微なものや、証拠関係を十分に吟味せずにとりあえず主張されるものもある。そこで、建築関係訴訟では、当事者、裁判官と専門家調停委員が現地に赴いて、そこで建物の現状に照らして真の争点を見極め、実質的な争点に絞るといった工夫もされている。

(3) 証拠の不足について

取引において契約書が作成されないこと、又は契約書が合意内容や取引の実態を反映していないことの背景としては、建築業界において、契約書を作成する慣行が十分には根付いていないこと、国民の間に、取引をする際に「契約書を残しておくことにより、後の紛争を防止しよう」という予防法学的発想が乏しいこと、一部の企業取引を除き、契約時に法律専門家による法的チェックを受ける慣行がないことなどが考えられる。

建築関係の契約書作成に関する実情については、設計契約においては、契約書を取り交わすことなく設計図書を作成している場合が相当数の事案で見受けられること、施工契約においては、施主が融資を受けるに際して金融機関から契約書の提出を求められることが一般的であることから、契約書が全く存在しないという事例はそれほど多くは見受けられないが、契約書の記載が簡略すぎたり、設計図書等が添付されていないことがあること、監理契約については、設計契約と同様に契約書が全く存在しない場合がかなり存在し、契約書が存在しても、監理内容が契約条項として明確化されていない場合が多いこと、追加・変更契約においては、契約書は作成されず、追加・変更に伴う工事費の増減が明確にされていないことが多いこと、元請人と下請人との間の契約についても、契約書が作成されていないことが多いことなどが指摘されている^{*39}。

これについては、最高裁判所に設置された建築関係訴訟委員会が、契約書面の作成の重要性、適正な内容の契約書作成の実務慣行を浸透させるための各種約款整備の重要性、建築関係者の注文者に対する十分な説明の重要性等について提言しているところである^{*40}。

なお、建築関係の契約に関する書面作成については、平成18年の建築士法改正により、建築士に設計契約・工事監理契約に関する重要事項説明書の交付が義務付けられた（同法24条の7第1項）。

(4) 鑑定長期化について

鑑定の期間が長期化する背景事情やそれを防止するための手立て等については、前記3.5.3(2)とほぼ同様に考えられる。鑑定人選任システムの整備については、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に建築関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みができた。各地の裁判所では、医事関係のようなネットワークはないが、調停委員の中から鑑定人候補者を選定するなどの方法で対応されている。

また、学会等の協力態勢としては、日本建築学会が司法支援建築会議を設立し、鑑定人候補者の推薦、育成や鑑定人への支援、鑑定事例の調査分析等の活動に取り組んでいる^{*41}。

(5) 感情的対立等について

一般市民にとって、高額の取引であり、生活の拠点でもある建物について不具合が問題となると、感情的な対立が深刻化することは致し方ない面がある。

他方、補修の要否・方法や損害のてん補についての相場観のかい離については、専門家調停委員の意見などを活用して、当事者間に共通の認識を形成していくことが考えられる。

*39 建築関係訴訟委員会・前掲注36・18、19頁。

*40 建築関係訴訟委員会・前掲注36・19、20頁、建築関係訴訟委員会「建築関係訴訟委員会答申」民事法情報226号56～58頁。

*41 社団法人日本建築学会・司法支援建築会議「司法支援建築会議」<<http://www.ajj.or.jp/jpn/shihou/011.pdf>>。

3.7 知的財産権訴訟

3.7.1 はじめに

知的財産権は、発明、著作物、商標、事業活動に有用な営業秘密などといった財産的価値のある情報について、法律により他人による利用を排除できるように定められた権利又は利益であり、知的財産権訴訟とは、このような知的財産権に関する民事訴訟である。そして、知的財産権訴訟は、技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）と、技術的事項が問題とならない訴訟類型である意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成5年法律第47号）2条1項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴え（以下「意匠権等に関する訴え」という。）に分類される。

知的財産権訴訟に関する統計データについては、第1回報告書2.4.4（97頁以下）及び本報告書II 1.3.3に示したところである。これによれば、知的財産権訴訟の平均審理期間は、平成9年には25.1月であったが、平成18年には12.1月と、およそ半分となっている^{*42}。また、知的財産権事件の専門部がある東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁における平成18年の平均審理期間は11.4月であり、同年の全国の平均審理期間が12.1月であるのと比べて、0.7月短くなっている。

3.7.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

知的財産権訴訟は、かつては、審理期間が長期化する訴訟類型といわれていたが、近時は、前記のとおり、審理期間が大幅に短縮されてきている。そこで、以下、審理期間の長期化に影響を及ぼすと指摘されていた要因を挙げる。

(1) 専門性

知的財産権訴訟においては、知的財産権法の解釈及び適用が問題となる場所、争点が評価的ないし規範的な要素を含むことが多く、その検討には一定の時間を要する。また、知的財産権訴訟の中でも、技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権等に関する訴えについては、当該訴訟で問題となっている技術に関する専門的知見も必要となる。このような知的財産権事件の特質に着目して、知的財産権訴訟は、一般的には専門性が高い事件類型であるといわれている。

こうした専門性に対する当事者の対応が十分でない場合等には、訴訟準備や争点整理を円滑に行うことができず、審理期間の長期化につながる。

(2) 争点多数

特許権侵害訴訟（例えば、被告の製品が原告の特許権を侵害しているとして、被告の製品の製造販売の差止めや損害賠償を求める訴訟）においては、まず、特許権侵害の成否につき、①被告の製品等に用いられている技術が当該特許権の技術的範囲に含まれるかどうか、②当該特許が無効であるかどうかといった点が争われることが多い。①については、被告の製品等の特定や特許請求の範囲の解釈の在り方

^{*42} 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）では、知的財産権関係訴訟事件の審理期間（平成11年で23.1月）をおおむね半減することを目標として、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を図るものとされた。

が問題となり、②については、発明の新規性（当該発明が既存の技術ではなく新しい知見であること）、進歩性（当該発明がその属する技術分野の通常の知識を有する技術者によって容易に発明することができるものでないこと）の有無などが問題となる。さらに、損害を立証する段階に進むと、被告の製品等の販売個数や利益率など細かい数値が問題となることが多い。このように、特許権侵害訴訟においては、争点が多岐にわたることが多く、審理期間の長期化につながる。

(3) 証拠の偏在

特許権侵害訴訟における損害額の算定に当たっては、被告の製品等の販売個数や利益率が問題となる場合がある。こうした事項に関する資料は、いずれも被告が所持しているものであるところ、被告がこれらの資料を任意に開示しない場合には、原告がその提出を求めて文書提出命令を申し立てることがあり、審理期間の長期化につながる。

(4) 無効審判手続等が係属している場合

特許権侵害訴訟と並行して、特許庁における特許無効審判手続や訂正（審判）手続が行われている場合には、それらの手続の進行を見ながら訴訟の進行を図る必要がある事件があり、そうした事件においては、審理期間が長期化することがある。

3.7.3 背景事情等に関する考察

(1) 知的財産権訴訟に関する制度改正等

知的財産権訴訟の審理の充実、迅速化については、諸外国においても知的財産をめぐる国際的戦略の一部として位置付け、これを推進するための各種方策を講じている。我が国においても、こうした動向を踏まえ、前記の各要因に対応すべく、次のような制度改正等が行われた。

ア 管轄の集中、専門的事件処理態勢の充実強化

平成8年民事訴訟法改正（平成10年1月施行）以降、技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権等に関する訴えについて、知的財産権事件の専門部があり、この種の訴訟に精通した裁判官や裁判所調査官が配置されている東京及び大阪の裁判所に、その管轄を集中させる制度改正が行われた。まず、平成8年民事訴訟法改正により、特許権等に関する訴えについて競合管轄制度が導入され、東日本（東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域）の事件については東京地方裁判所にも、西日本（大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域）の事件については大阪地方裁判所にもそれぞれ訴えを提起することができるものとされた。また、平成15年民事訴訟法改正（平成16年4月施行）により、更にその管轄集中を進めるための制度改正がされた。まず、特許権等に関する訴えについては、第一審を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とし、東日本の事件を東京地方裁判所のみが、西日本の事件を大阪地方裁判所のみが、それぞれ取り扱うようにされるとともに、その控訴審を東京高等裁判所の専属管轄とし、全国の控訴事件を東京高等裁判所が取り扱うものとされた（なお、平成16年には知的財産高等裁判所設置法が制定され（平成17年4月施行）、特許権等に関する訴えの控訴事件は、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱うものとされた。）。また、平成15年民事訴訟法改正により、意匠権等に関する訴えについて競合管轄制度が導入され、東日本の事件については東京地方裁判所にも、西日本の事件については大阪地方裁判所にもそれぞれ訴えを提起できるものとされた。こうした管轄を集中させる制度改正により、知的財産権訴訟の東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁への集中率は、平成9年に59.3%であったところ、平成18年には81.5%にまで高まっている。

また、前記の制度改正に伴い、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁における事件処理態勢も充実強化された。すなわち、東京地方裁判所は、平成9年には知的財産専門部1か部、裁判官8人、裁判所調査官5人の態勢であったところ、平成18年までに知的財産専門部4か部、裁判官17人、裁判所調査官7人の態勢へと強化され、また、大阪地方裁判所は、平成9年には知的財産専門部1か部、裁判官3人、裁判所調査官3人の態勢であったところ、平成18年までに知的財産専門部2か部、裁判官6人、裁判所調査官3人の態勢へと強化された。

イ 専門委員制度の導入

知的財産権訴訟においては、平成18年12月現在、180人を超える大学教授や研究者が専門委員に任命され、審理手続に関与している。

ウ 特許法等の改正

特許権等の侵害に関する紛争について、権利侵害に対する救済措置の拡大等を図るため、損害額の算定方法等の見直し（特許法102条1項、3項）、計算鑑定人制度の導入（同法105条の2）等の損害賠償制度の見直しをするとともに、侵害行為の立証を容易にするため、文書提出命令の拡充（同法105条）、積極否認の特則の新設（同法104条の2）等をするための特許法の改正が行われた（平成10年、平成11年特許法等改正）。

また、営業秘密の保護を図りつつ侵害行為の立証を容易にするため、秘密保持命令の制度（同法105条の4）が導入されるとともに、紛争の実効的解決を図る趣旨から、侵害訴訟と無効審判の関係を整理するため、「当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるとき」には、特許権者等の権利行使が制限される旨の規定（同法104条の3）が整備された^{*43}（平成16年裁判所法等の一部を改正する法律）。後者の改正により、特許権侵害訴訟において、当該特許に無効理由が存在するか否かを含めて、特許権等の侵害に関する紛争を全面的に解決することが可能となったため、特許庁における特許無効審判の帰すうを見守るために審理期間が長期化する事例は減少したものと見られる。

(2) 知的財産権訴訟の審理期間が短縮化した背景事情

知的財産権訴訟のうちの特許権等に関する訴えに係る紛争は、企業間のビジネス紛争という性格が強いことに加え、商品や技術のライフサイクルが極めて短くなったこともあり、訴訟において当該紛争が迅速に解決されることへの期待は非常に強い。こうしたビジネス紛争においては、企業が、訴訟の勝敗に過度にこだわるよりも、適正な手続に基づく裁判所の判断を早期に得て紛争を解決し、そこから新たなビジネスや商品開発のステージを早期に展開することの方に重きを置いているケースも少なくない。また、当事者が国際的に事業を展開している企業同士である場合などには、我が国の裁判所への訴訟提起自体が世界規模の紛争全体を解決するための一手段にすぎないという例もある。さらに、係争利益が巨額であることも多いことから、当事者である企業が、紛争解決のために投下する人的、物的な資源も比較的豊富であることが多い。

*43 最高裁判所は、特許権侵害訴訟において、裁判所は特許の無効理由の存否について判断することができないという従前の大審院判例を変更し、裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができるとした上、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと判示した（最高裁判所第三小法廷平成12年4月11日判決・民集54巻4号1368頁）。平成16年改正で設けられた特許法104条の3は、上記判例の要件を整理して（当該特許に無効理由が存在することが「明らか」であることを要しないものとした。）、特許法に明文化したものである。

前述したような当事者の期待等にこたえるべく、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産専門部では、当事者の事前準備の励行、計画審理の実施等を骨格とした審理運営モデルを策定し^{*44}、これに基づく審理を行うなど、訴訟運営上絶えず新しい方策に取り組んでいる。また、こうした取組は、審理期間の短縮化という形で一定程度奏効しているものと思われるが、その背景には、知的財産権訴訟に精通した相当数の訴訟代理人が存在し、裁判所の上記取組に積極的に協力して的確な訴訟活動を行ってきたとの事情があるように思われる。

知的財産権訴訟において、前述した専門性の高さ、争点多数、証拠の偏在といった審理期間の長期化に影響を及ぼす要因がありながら、現実には、大幅な審理期間の短縮が見られるのは、上記(1)の制度改正等が行われたことのみならず、以上のような背景事情が大きく影響しているものと考えられる。こうした背景事情は、相当程度知的財産権訴訟に特有な事情であって、専門性が高いことが審理期間の長期化に影響を及ぼしていると考えられる他の訴訟類型には必ずしも当てはまらないように思われる。

*44 司法研修所編「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」（法曹会、平成15年）、東京地方裁判所知的財産権訴訟検討委員会「知的財産権侵害訴訟の運営に関する提言」（判例タイムズ1042号4頁以下）、小松一雄ほか「大阪地方裁判所知的財産権部における計画審理の実情」（民事法情報173号46頁以下）など。

3.8 労働関係訴訟

3.8.1 はじめに

労働関係訴訟とは、労働契約から派生する様々な紛争に関する民事訴訟をいい、解雇された労働者が、その解雇が無効であると主張して使用者を相手に提起する地位確認請求事件、労働者が、使用者が賃金を支払わないと主張して、使用者を相手に提起する賃金請求事件などがある。これらに関する統計データについては、第1回報告書2.4.5（113頁以下）及び本報告書II 1.3.4に示したところであるが、平成18年の平均審理期間（12.5月）は、平成9年の平均審理期間（15.6月）より19.9%短縮している。もっとも、平成18年の平均審理期間（12.5月）は、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.6倍となっている。

3.8.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 争点多数

労働関係訴訟では、規範的要件の有無（例えば、解雇の効力を争う事案であれば、解雇権濫用の有無）が争点となることが多く、そうした事件においては、当該規範的要件を基礎付ける事実及びその評価の障害となる事実として、長期間にわたる多数の事実が主張されることが少なくない。こうした多数の事実については、一般的に、客観的証拠が存在することが少ないため、主張される事実の多くが争点となる上、立証が困難であることが多い。

(2) 原告多数

使用者と多数の労働者との間の労働関係においては、使用者が統一かつ一律に労働契約の内容を変更し又はこれを終了させた場合に、その効力を争うため、複数の労働者が原告となって訴訟を提起することがある（例えば、就業規則の不利益変更や整理解雇の事案）。こうした事案においては、利害を共通にする複数の労働者から訴訟が提起され、複雑な訴訟形態になることも少なくなく、原告らに共通する事実と原告ごとの個別事情の双方が争点になって、審理期間の長期化につながる。

(3) 証拠の偏在、不足

ア 雇用契約に関する記録や賃金に関する記録などの基本的な書類は、使用者に偏在しているため、使用者がこれを適時に提出しない場合や、使用者がこうした書類を十分に整備していない場合には、争点整理を円滑に行うことが困難となるばかりか、立証にも時間を要することとなって、審理期間の長期化につながる。

イ また、原告が、自己の主張を立証するためには、自分以外の労働者と被告との間の労働契約に関する資料が必要であるとして、被告に対し、そうした資料の提出を求める場合があるが、被告がこれを任意に提出しない場合には、原告がその提出を求めて文書提出命令を申し立てることがあり、審理期間の長期化につながることになる。

(4) 裁判に対する考え方

使用者がした解雇や懲戒処分の相当性又は不当労働行為該当性が争われたり、使用者の昇格昇級制度の在り方が争われたりする訴訟では、原告は、使用者がした行為の不当性を根拠付けるために、様々な観点から詳細な主張をした上、これについて裁判所に審理、判断を求めようとする傾向が強く、審理期間の長期化につながる。

(5) 和解に対する考え方

裁判所は、事案によっては、判決によるオール・オア・ナッシングの解決がふさわしくないと判断して、粘り強く和解を試みる場合がある。この場合において、和解が成立したときには、全体として審理期間を短縮させることができるが、結局和解が成立しなかったときには、審理期間の長期化につながることもある。

(6) 当事者間の対立

例えば、不当労働行為の成否が争点となる事件においては、当事者の対立が強いため、主張の応酬が必要以上に多岐に渡るなどして、円滑な訴訟進行が図れない場合がある。

3.8.3 背景事情等に関する考察

(1) 争点多数について

ア 労働関係訴訟においても、前記3.2.3(1)と同様、当事者が多数の事実を十分整理せずに主張したり、証拠を選別しないまま、あるいは逆に必要な証拠を小出しにしたりし、主張立証の重点を置くべき部分とそうでない部分とのメリハリを付けずに漫然と訴訟活動をする場合には、審理期間の長期化を招くことになりかねない。こうした事態を回避するため、労働関係訴訟においては、訴訟の早期の段階で、当事者が事実関係の主張と基本的な書証の提出を行い、裁判所もこれを促すといった訴訟運営上の工夫が行われており、そうした工夫を踏まえた事件類型別の審理の指針が紹介され、法曹関係者の参考に供されるなどしてきた^{*45}。

イ もっとも、解雇権の濫用といった規範的要件や、不当労働行為該当性、就業規則の不利益変更の有効性といった評価的概念については、一義的に明確に認定できるようなものではなく、関連する様々な事実関係を総合的に評価した上で具体的な当てはめを検討することになるため、当事者が様々な観点から事実の主張をすることになりがちである。客観的な証拠が少ないという事情とあいまって、争点整理手続を行っても争点を十分に絞り切れないこともあるものと思われる。

なお、労働紛争については、当該事案に即して、訴訟手続以外の手続が活用されれば、柔軟かつ実効性のある解決が行われ、全体として労働紛争の早期解決に資することが考えられる。例えば、平成18年4月から導入された労働審判手続は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業者との間に生じた民事に関する紛争（個別労働関係民事紛争）について、原則として3回以内の期日で審理を終局するものとされ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決が図られている^{*46}。労働審判に対して異議申立てがあった場合には、訴訟による紛争解決に移行するが、労働審判手続において争点整理がされることが通常であることから、その後の訴訟においても、当初から相手の反論を意識した主張がされ、より円滑に争点整理が進み、審理期間の短縮化が図られる可能性がある。

ウ なお、客観的な証拠が不足しているという点については、弁護士へのアクセスがより容易になることにより、紛争が生起する以前の段階から、労務管理上の情報が記録化されるとともに、仮に紛争が生起した後においても、その初期の段階で弁護士のアドバイスを受けることができれば、客観的な証

*45 山口幸雄ほか「座談会労働訴訟協議会」（判例タイムズ1143号4頁）、「労働事件審理ノート [改訂版]」（判例タイムズ社、平成19年）など。

*46 平成18年4月から同年12月までの新受件数は877件であり、このうち、同期間に既済となった事件数は606件、その平均審理期間は2.4月、平均期日回数は2.2回である。

拠を的確に収集することが可能となろう。仮に訴訟に至った場合にも、そうした客観的な証拠が存在すれば、これに基づいて円滑に争点整理を行うことができるようになるため、審理期間の短縮化につながることも考えられる。

(2) 原告多数について

原告多数の労働紛争においては、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なるため、争点整理に時間を要するほか、取調べが必要な人証数が多数となって、人証調べにも時間を要することになる。取調べが必要な人証数が多数の場合に、全体としての審理期間及び人証調べ期間が長くなる傾向にあることは、労働関係訴訟も民事第一審訴訟事件全体的の場合と同様であるが、労働関係訴訟においても、集中証拠調べが相当程度浸透している（本報告書II 1.3.4参照）。

(3) 証拠の偏在、不足について

労働契約に関する基本的な書類が使用者に偏在しているとしても、使用者が早期にそうした書類を証拠として提出すれば、労働契約に関する基本的な事実関係が明らかになり、その後の審理が円滑に進むことも多い。

使用者が書類を整備しない事例としては、①使用者が本来作成すべき書類の作成を怠っている場合、②労働契約の内容が労働協約や労使慣行により規律されているため、労働契約書等が作成されていない場合などが考えられる（当初は書類が作成されていたものの、後に契約内容が変更されたにもかかわらず、その変更を書類に反映していない場合も含む）。

(4) 裁判に対する考え方、和解に対する考え方について

労働者にとっては、労働紛争が自己の生活の基盤を揺るがすものであることから、迅速かつ実効的な解決を希望している場合が多い。迅速かつ実効的な解決を実現するためには、労働者が、①紛争解決のための手続を利用しやすいこと、②紛争に適した手続を選択すること、③必要に応じて弁護士等の助言を受けられることが重要であると考えられる。

また、解雇や懲戒処分相当性、不当労働行為該当性又は使用者の昇格昇級制度の在り方などが争点となる訴訟の中には、原告らは当該事案の解決だけでなく、広く社会に対して使用者の行為の不当性を訴えかけることに重きを置いていることも少なくないものと推測され、その事案限りの解決を図るのみでは、当事者の満足度の高い紛争解決が図れない可能性も少なくない。

(5) 専門的事件処理態勢について

平成18年12月現在、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に労働関係訴訟の専門部が設置がされ、また、横浜地方裁判所、名古屋地方裁判所など全国6か所の地方裁判所に労働関係訴訟の集中部が設置されている。これらの専門部及び集中部では、多数の労働事件を処理することを通じて、充実した審理を迅速に行うための取組が行われている。

3.9 行政事件訴訟

3.9.1 はじめに

行政事件訴訟は、行政事件訴訟法2条所定の訴訟であり、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟の4類型である（なお、国又は公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟は、これに含まれない）。このうち、抗告訴訟は、更に、取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟に分けられる（同法3条2項から7項まで）。

これらの諸類型の中では、取消訴訟（行政庁の処分等の取消しを求める訴訟）と、民衆訴訟の一つである住民訴訟（地方自治法242条の2。普通地方公共団体の住民が、当該団体の職員（首長を含む）が違法な財務会計上の行為をしたと主張して、首長に対して当該職員に対する損害賠償請求をするよう求める訴訟等）が比較的多い。また、取消訴訟には、処分の名あて人自身がその処分の取消しを求める訴訟（例えば、納税義務者が自己に対してされた課税処分の取消しを求める訴訟、情報公開請求に対して不開示処分を受けた者がその取消しを求める訴訟等）と、処分の名あて人以外の第三者が提起する訴訟（例えば、原子炉設置許可処分についてその取消しを求める訴訟、都市計画法に基づく都市計画事業認定の取消しを求める訴訟等）がある。

行政事件訴訟に関する統計データは、第1回報告書2.4.6（128頁以下）及び本報告書II 1.3.5に示したところであるが、平均審理期間は、平成7年以降、ほぼ一貫して減少する傾向が見られ、平成18年の平均審理期間（14.4月）は、平成7年の平均審理期間（23.1月）より37.7%短縮している。もともと、平成18年の平均審理期間（14.4月）は、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.8倍となっている。

3.9.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門性

行政事件訴訟においては、訴訟要件の具備や行政法規の解釈及び適用が問題となるところ、こうした争点については、関連する行政法規の構造や規定内容が複雑なことがあり、また、必ずしも個別の行政法規により直ちに明確な結論が定まるものではない。このような行政事件訴訟の特質を指して、一般には、専門性が高い事件類型であるといわれている。さらに、行政事件訴訟の中には原子炉設置許可処分の取消訴訟のように、その判断のために科学的な知見を必要とするものがある。

こうした専門性の高さや、後記(2)及び(3)の要因のため、行政事件訴訟においては、当事者・訴訟代理人（指定代理人）から詳細な主張立証がされることが多く、その準備のために時間を要するとして、当事者・訴訟代理人（指定代理人）が、通常の民事事件よりも長めの準備期間を希望する場合が多い。また、こうした主張立証を整理するためには一定の時間を要する上、当事者・訴訟代理人（指定代理人）の専門性への対応が十分ではなく、趣旨が不明確な主張がされた場合には、求釈明等への当事者・訴訟代理人（指定代理人）の対応にも時間を要することがある。

(2) 争点多数

住民訴訟や公用負担等関係訴訟（近隣住民等が、土地収用法に基づく土地収用事業認定や、都市計画法に基づく都市計画事業認定を争う訴訟等）などの行政機関がした政策判断の当否そのものが争われる訴訟においては、原告は様々な観点から政策判断の違法性を基礎付ける法律上の主張及びその前提となる事実の主張をし、被告はこれらのいずれについても争うことが多い。

(3) 原告多数

多数の原告が共同して訴訟を提起する場合には、原告らに共通する争点のみならず、各原告の個別事情も争点となることが多い。

例えば、社会保障費の給付申請の拒否処分を受けた多数の者が共同して訴訟を提起する場合、原告らに共通する争点として、行政庁の給付判断基準の在り方が問題となる（その判断について専門的知見を必要とする場合もある。）のみならず、各原告の個別事情として、それぞれの原告につき給付要件があるかどうか争点となることが多い。この場合、各原告の個別事情は、原告ごとに主張立証をし、事実認定をしなければならないため、争点整理や立証には一定の時間を要し、審理期間の長期化につながることになる。

(4) 証拠の偏在

行政処分等に関する資料は、その性質上、行政庁側に偏在していることが少なくなく、訴訟における当該資料の提出の要否又は可否をめぐる当事者のやりとりに時間を要する場合がある。

(5) 裁判に対する考え方

例えば、住民訴訟、公用負担等関係訴訟、環境行政訴訟（原子炉施設建設阻止のための原子炉設置許可の取消訴訟等）などにおいて、行政機関の政策判断の当否そのものが争われる場合には、原告は、裁判手続の中で様々な観点から政策判断の違法性を詳細に主張し、これらのすべてについて、裁判所に審理、判断を求めようとする傾向が強い。

3.9.3 背景事情等に関する考察

(1) 専門性について

行政事件訴訟は、一般的には専門性が高い事件類型である上、争点についての科学的知見を要する場合もあることから、当事者がその主張立証の準備のために、通常の民事訴訟事件よりも長めの準備期間を必要とすること^{*47}や争点整理に一定程度の時間を要することについては、ある程度やむを得ない面もあろう。

(2) 争点多数について

行政事件訴訟においては、法律上の争点が多いため、争点整理手続を行ったとしても、争点の絞り込みには限界があることが少なくない。例えば、住民訴訟、公用負担等関係訴訟、環境行政訴訟などでは、原告は、いわばあるべき行政判断を求めて、政策そのものの違法性を主張することが多いが、違法か否か（行政庁に裁量権があると認められる場合には、行政判断に裁量権の逸脱又は濫用があるか否か）は、様々な事実を総合的に考慮して判断される評価的概念であることから、原告としては、主張を絞るというよりは多角的な観点から網羅的な主張立証をし、被告も、これに対応して、主張立証を展開せざるを得ないことになり、必然的に争点が多岐に及ぶことになる。

また、行政事件訴訟は、広く公益にかかわる事項が問題となる訴訟であり、被告は、行政機関内部で正式な決裁を受けて決定をした内容を準備書面によって主張することが通常であるため、行政事件訴訟においては、民事訴訟事件で行われているところと異なり、争点整理手続の期日における当事者の口頭

*47 第1回報告書130頁（【図232】）によれば、第1回調査期間における行政事件訴訟の平均期日間隔は2.5月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均期日間隔（1.9月）に比べ、0.6月長くなっている。この統計データからも、行政事件訴訟においては民事訴訟事件よりも長めの準備期間を要していることがうかがわれる。

のやりとりを通じて争点を絞り込んでいくといった手法を採ることには、一定の限界があるとも考えられる。

(3) 原告多数について

原告多数の事案においては、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なるため、争点整理に時間を要するほか、取調べが必要な人証数が多数となって、人証調べにも時間を要することになる。取調べが必要な人証数が多数の場合に、全体としての審理期間及び人証調べ期間が長くなることがあるのは、行政事件訴訟も民事第一審訴訟事件全体の場合と同様であるが、行政事件訴訟においても集中証拠調べが相当程度浸透している（本報告書Ⅱ1.3.5参照）。

(4) 証拠の偏在について

行政庁が保有する行政処分等に関する資料について、その提出の要否又は可否をめぐって当事者の意見が対立した場合、資料の提出をめぐるやりとりにはある程度時間を要し、全体としての審理期間を長くする方向に働くことは否定できない。しかし、こうしたやりとりの過程で、このような資料は、行政庁側から任意に提出されることも多く、また、必要な事案においては、裁判所が、釈明処分の特則の規定（行政事件訴訟法23条の2）を適用して行政庁に当該資料の提出を求め、あるいは、釈明権の行使（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法149条1項）として被告に当該資料の提出を促すことにより、行政庁側から提出されることもある。

なお、前記のとおり、当該資料の提出の要否又は可否をめぐるやりとりに時間がかかることも、当該訴訟において争点を明確にし、充実した審理を実現するためにはやむを得ない場合もあろう。

(5) 裁判に対する考え方について

行政事件訴訟は、原則として、私人の権利利益の救済のための制度として位置付けられており、これに当たるのは、例えば、課税処分の取消しを求める訴訟や、社会保障費の申請を拒否した処分の取消しを求める訴訟である。こうした訴訟においては、原告は迅速に自らの権利利益が救済されることを望むことが通常であると思われ、そうした原告の考え方は、私人間において私人の権利利益の救済を求める通常の民事訴訟事件における原告の考え方と大きく異なるところはないと思われる。

これに対し、住民訴訟のような客観訴訟はもとより、公用負担等関係訴訟や環境行政訴訟などにおいては、特定者の権利利益の保護を目的とするにとどまらず、多くの者が原告となって、行政機関の政策判断の在り方を問い、あるいは裁判所の政策形成機能を期待して訴えを提起するという現象も見られる。こうした類型においては、原告らは、多角的な観点から網羅的な主張をすることによって自己の主張が十分に審理されることを期待し、また、訴訟活動を継続することを通じて、広く社会に対し、行政機関の政策判断の是非を訴えかけることにも重きを置いているものと推測される事例がある。

(6) 専門的事件処理態勢について

平成18年12月現在、東京地方裁判所に行政事件訴訟の専門部が設置され、また、大阪地方裁判所、横浜地方裁判所など全国7か所の地方裁判所に行政事件訴訟の集中部が設置されている。これらの専門部及び集中部では、多数の行政事件を処理することを通じて、充実した審理を迅速に行うための取組が行われている。

3.10 その他専門的知見を要する訴訟

3.10.1 はじめに

医事関係訴訟，建築関係訴訟，知的財産権訴訟，労働関係訴訟及び行政事件訴訟以外で，専門的な知見を要する訴訟である。典型例としては，コンピュータ・ソフトウェアの開発請負契約に基づく代金支払請求訴訟，複雑な機械に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟，製造物責任訴訟などがあるほか，交通事故に基づく損害賠償請求訴訟のうち後遺障害に関するものや工学鑑定を要するものも挙げられる。

3.10.2 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(1) 専門的知見の必要性

コンピュータ・ソフトウェアや機械，各種製造物，医学，工学などに関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人，裁判所にとっては，紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。

交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で，後遺障害の内容・程度，事故と後遺障害との因果関係などが争われるケースについては，カルテの分析など医療に関する専門的な知見が必要となるため，医事関係訴訟と共通の問題がある。

また，上記に掲げた訴訟類型のうち，交通事故関係以外の分野では，専門の弁護士が比較的少ない上，先例の集積に乏しく，判断のより所となる基準が固まっていない分野も多いため，主張の出し方や整理の仕方なども含めて，手探りで審理が進められていくことが多く，争点整理に時間がかかる。

(2) 鑑定の長期化

鑑定人選任システムが十分に整備されていないため，鑑定が必要な事件において，裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかることが多い。また，鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり，鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることもある。

(3) 争点多数

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負のケースや機械の瑕疵に関するケースでは，不具合ないし瑕疵の主張が多岐にわたる場合があり，その場合，争点整理等に時間がかかる。

(4) 証拠の偏在

製造物責任訴訟や機械の瑕疵に関する訴訟では，製造物や機械に関する資料が製造業者等や機械の供給者側に偏在しており，それが証拠としてスムーズに提出されないと，審理の長期化につながることもある。

3.10.3 背景事情等に関する考察

(1) 専門的知見の必要性について

専門委員の活用については，前記3.5.3(1)アと同様に考えられる。ただし，機械等の分野については，確保されている専門委員は，まだ少数にとどまっている。また，コンピュータ・ソフトウェアの開発請負に関する紛争等では，専門委員のほかに，専門家を調停委員として関与させた民事調停を利用し，その専門的知見を活用することも行われている点は，前記3.6.3(1)と同様である。

専門家の助言・協力、弁護士の専門化については、前記3.5.3(1)イ、ウと同様に考えられる。ただし、交通事故関係を除くと、専門性のある弁護士は比較的少ないように感じられる。例えば、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負に関する訴訟では、訴訟代理人が、ソフトウェアの開発過程において作成された専門的な資料を分かりやすく整理、説明し、それに基づいた確かな主張をしなければ、争点整理が円滑に進まない。

ADR^{*48}については、前記3.5.3(1)オと同様に考えられる。

(2) 鑑定長期化について

鑑定の期間が長期化する背景事情やそれを防止するための手立て等については、前記3.5.3(2)とほぼ同様に考えられる。ただし、鑑定人選任システムについては、医事関係訴訟とは異なり、まだ整備されていない。

(3) 争点多数について

コンピュータ・ソフトウェアや機械の不具合ないし瑕疵を巡る訴訟において、対象となる瑕疵が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要である以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然というべきである。その上で、建築関係訴訟におけるのと同様に一覧表（前記3.6.3(2)）の活用などの運用上の工夫をすることが考えられる。

ところで、平成15年の民事訴訟法改正により、適正かつ迅速な審理の実現を推進するため、計画審理が導入された。すなわち、裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて、「争点及び証拠の整理を行う期間」、「証人及び当事者本人の尋問を行う期間」並びに「口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期」を含む審理計画を定めなければならないものとされた（同法147条の3）。

実質上の争点が多数にわたり事件が複雑である場合には、必要があると認められるときは、審理計画を定めることになるが、これに至らない事件であっても、訴訟手続の計画的な進行を図ることが裁判所及び当事者の義務とされており（同法147条の2）、実際、従前から、裁判所と当事者が協議をして、審理の見通しについて共通認識を持ち、相互の信頼関係の中で計画的に審理を進める運用（「計画的審理」あるいは「準計画審理」とも呼ばれる。）がされている。

(4) 証拠の偏在について

製造物責任訴訟においては、製造物に関する種々の証拠が製造業者等に偏在しているが、製造物責任法は、民法の過失責任の原則を修正し、製造業者等は、製造物の「欠陥」により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の免責事由を証明しない限り、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとしている（3条、4条。厳格責任）。これは、証拠を提出する必要の高い当事者が当該証拠にアクセスできないことにより審理が長期化することを可及的に防止する効果をも有しているものと考えられる。

他方、機械の瑕疵に関する損害賠償請求訴訟等では、このような特例規定は設けられていないが、現在の民事訴訟においては、裁判所が、客観的な立証責任とは別に、証拠を所持している当事者の側にそ

*48 製造物の欠陥による事故に関する消費者と製造業者との間の紛争について、相談を受け、示談・仲裁をする機関として、消費生活用製品PLセンターや家電製品PLセンターなどの「PLセンター」があり、弁護士会の紛争解決センターにおいても、製造物責任事件が扱われている（日弁連ADRセンター・前掲注18・161～175頁）。また、交通事故紛争処理センターにおいては、自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するために、法律相談、和解のあっせん及び審査が行われている（日弁連ADRセンター・同238～240頁）。

の任意提出を促す運用が一般的に行われている。そして、任意提出がされない場合には、前記3.2.3(3)イのとおり、文書提出命令の利用も考えられる。

3.11 おわりに

以上、9つの事件類型ごとに審理期間の長期化に影響を及ぼす要因とその背景事情等を挙げたが、このほかにも、薬害や公害等にかかわる大規模訴訟の審理が長期化しやすいことなどは多言を要しない。また、事件類型にかかわらない要因（換言すれば、すべての事件類型に共通する要因）が審理期間の長期化に影響を与えている可能性もある。

例えば、審理期間の長期化要因に関するヒアリング調査では、「裁判所は、当事者の主張や立証が不十分な場合であっても、主張立証責任により割り切った判断を出すことはせず、実態に即した結論を出すべく、当事者に対し、主張の追加や証拠の提出を促すなどするため、一定の時間が必要となる。」という指摘があった。このような事件を担当する裁判所の姿勢は、国民の期待をそんたくしたものとも考えられるが、このことも審理期間に影響を及ぼす要因の一つとなっていることは否定できず、また、特定の事件類型に限ったものではないだろう。

また、ヒアリング調査では、「訴訟代理人である弁護士が多忙である場合や手持ち事件数が多い場合には、準備期間として長い期間を求めることがあり、また、期日までに十分な準備ができないこともある。」との指摘もあった。弁護士の繁忙状況と期日間準備の在り方については、特定の事件類型にかかわるものではないが、審理期間に影響を及ぼし得る要因として、今後、調査、検討をする必要がある。他方、裁判所についても、その繁忙状況等が審理期間に影響を及ぼしていないかにつき検討が必要であろう。

これまで事件類型ごとに検討してきた要因に、上記のような要因を加えると、審理を長期化させる主な要因としては、①審理対象の量や訴訟の規模にかかわる問題（争点多数、当事者多数）、②専門性にかかわる問題、③証拠にかかわる問題（証拠の不足、収集困難等）及び④関係者にかかわる問題（訴訟関係者である当事者等の態度・考え方、訴訟活動の在り方、執務態勢等）があることが分かるが、今後の調査、検証等により、更に分析と検討を深めていく必要がある。

(参考) 諸外国における民事訴訟事件の審理期間について

○ はじめに

最高裁判所では、平成19年1月から2月にかけて、フランス共和国（以下「フランス」という。）、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（以下「イギリス」^{*1}という。）及びアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）に裁判官を派遣し、各国における民事訴訟の審理期間に関する面談調査を行った。この章では、この面談調査の結果等を踏まえ、各国の司法統計も紹介しながら、上記4か国における民事第一審訴訟事件の審理期間の実情等について概観する。

なお、上記面談調査は、主として、各国の司法行政担当者、裁判官、弁護士、学者等に対してインタビューを実施したものであるが、ここで得られた情報は面談の相手方個人の感覚や考え方に基づくものであり、もとより客観的なものではなく、また、網羅的なものでもない。

さらに、面談調査等において審理期間を長期化し、あるいは短縮する要因として指摘があった制度や運用についても、そのような指摘があったことを紹介する趣旨で、整理を試みているものであり、それを超えて、それぞれの制度や運用の評価を意図するものではない。いうまでもなく、各国の司法制度やその運用は、各国ごとの歴史的・社会的背景の下で成り立っているものであり、その表面だけをとらえて、制度や運用の効用や課題を論じ得るものでもなく、また、相当でもない。ただ、このような不完全な形であっても、海外の制度の運用や審理期間の実情の一端をかいま見ることは、我が国の訴訟制度や審理期間の実情を検討する上でも参考になることがあるのではないかと考え、本報告書に収録することとした。

① フランス

○ はじめに

フランスでは、民事第一審通常裁判所として、一般的な管轄を有する大審裁判所 (Tribunal de grande instance)、1万ユーロ以下の少額事件を扱う小審裁判所 (Tribunal d'instance) が置かれており^{*2}、さらに特定の事件のみを扱う例外裁判所 (jurisdiction d'exception) として、商事裁判所 (Tribunal de commerce)、労働裁判所 (Conseil de prud'hommes) 等が設置されている。また、これら司法権に属する司法裁判所のほかに、行政権に属する行政裁判所があり、その第一審裁判所として地方行政裁判所 (Tribunal administratif) が設置されている。

この章では、我が国の地方裁判所に相当する大審裁判所の民事第一審訴訟（本案訴訟, *procédure au fond*）を中心に、フランスにおける民事訴訟の審理期間について、統計、文献及びフランスでの面談調査の結果を紹介する。

*1 ただし、本稿では特に断りのない限り、イングランド及びウェールズを指す。

*2 近時、これらに次ぐ第三の第一審通常裁判所として、4,000ユーロ以下の少額事件を扱う近隣裁判所 (Jurisdiction de proximité) が設置されることとなった (2002年9月9日法律第1138号及び2003年2月26日法律第153号)。門彬「フランスにおける司法改革の一断面—『身近な判事』職の創設」外国の立法216号138頁 (平15)、北村一郎「近隣裁判所の創設」日仏法学23号299頁 (平16) 参照。

○ フランスの民事第一審訴訟手続^{*3}

大審裁判所における民事第一審訴訟事件は、おおむね以下のような手続を経る。

(1) 召喚状 (assignation) の送達

原告は、我が国の訴状に相当する召喚状を被告に送達する。その後、いずれかの当事者が裁判所に召喚状の写しを提出することにより、事件が裁判所に係属する。

(2) 事前手続 (instruction)

大審裁判所では、事件が係属すると事前手続が行われる。この事前手続では、各当事者の弁護士間で、準備書面 (conclusion) の送達や書証 (pièces) の伝達が行われ、また、証拠調べを命じる裁判があった場合には証拠調べが実施される。なお、この事前手続は、裁判長が行う場合と、準備手続裁判官 (Juge de la mise en état) が行う場合とがある。

事前手続において判決に適するまで準備がされると、事前手続終結命令がされ、弁論期日が指定される。

(3) 弁論 (débats) 期日

弁論期日においては、双方の弁護士が口頭で事件の概要及びそれぞれの主張等について弁論を行う。この弁論期日は、通常、1期日で終了する。

(4) 判決 (jugement)

弁論期日後、判決がなされる。ただし、事件によっては、鑑定を命じる中間判決がされ、再度の事前手続において鑑定がされ、二度目の弁論期日後に終局判決がされることもある。

なお、我が国と異なり、事件が和解によって終了することは極めてまれである。

(5) その他の手続

以上の民事本案訴訟手続以外に、フランス特有の制度として、レフェレ (référé) がある。これは、我が国における仮の地位を定める仮処分と類似した制度であり、事案によっては本案提起前の証拠保全的機能も有する。

○ フランスの民事訴訟の審理期間

(審理期間についての統計)

フランスの大審裁判所における民事第一審本案訴訟の平均審理期間は、2004年で9.6月となっている^{*4}。訴訟制度や事件の種類等が異なるため単純な比較は困難であるが^{*5}、参考までに、同時期 (平成16年) の我が国の地方裁判所における民事第一審訴訟の平均審理期間は8.3月である。

また、1995年から2004年までの、フランスの大審裁判所における民事第一審本案訴訟の平均審理期間の推移は、以下のとおりである。

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
平均審理期間(月)	8.9	8.9	9.1	9.3	9.1	8.9	9.1	9.4	9.5	9.6

*3 フランスの民事訴訟制度全般を説明した文献は多数あるが、比較的最近のものとして、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、平5)、徳田和幸『フランス民事訴訟法の基礎理論』(信山社、平6)、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、平7)、野山宏「フランス共和国における民事訴訟の実情について」『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情(下)』1頁(法曹会、平10)、司法研修所『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研究報告書第53輯第1号(平11)、山野目章夫ほか「フランス海外事情視察」法科大学院要件事実教育研究所報3号99頁(平17)参照。フランスの民事訴訟制度に関する本文の記述は、これらの文献に依拠している。

*4 Secretariat General, Direction de l'Administration generale et de l'Equipement, *Annuaire Statistique de la Justice, Édition 2006*, 2006。以下、断りのない限り、フランスの統計は同資料(バックナンバーを含む。)に基づく。

*5 例えば、フランスの平均審理期間の中に含まれている事件には、我が国では家事審判で処理されるような親権に関する事件(平均5.8月)や、倒産事件(平均5.7月)が含まれている。

(事件類型別の審理期間)

今回のフランスにおける調査で、特に時間がかかると考えられる事件の種類を質問したところ、「医事関係訴訟」(司法省, 弁護士, 学者), 「建築関係訴訟」(司法省, 弁護士, 学者), 「知的財産権訴訟」(弁護士, 学者), 「多数当事者訴訟」(司法省), 「事件そのものが複雑な訴訟」(裁判官, 学者), 「他の裁判所の判断結果を待たなければ判決が書けない事件」(裁判官)等の回答がなされた。

この点, 統計上の事件類型別平均審理期間は, 医事関係・弁護関係等事件^{*6}が19.0月, 建築請負契約事件が17.7月, 競争法及び工業所有権事件が16.2月, 著作権事件が15.5月となっており, いずれも全事件平均(9.6月)より長期であることがうかがえる。

(審理期間についてのフランスでの評価)

これまでに公表された文献や演説・講演, 調査結果等の多くが, フランスでは訴訟の審理期間が長すぎるとして強く問題視されていることを示唆・紹介している。

まず, 世論調査としては, 例えば1991年に上院司法制度調査委員会が行った調査^{*7}でフランス司法の具体的な問題点として訴訟の遅延を挙げた者は97%に及んでいる。これは, アクセスの困難(85%), 高額な費用(84%), 判決の不公平(66%)よりも高い割合である。

また, ジャック・シラク大統領(当時)も, 1997年1月20日のメディア演説において, 「司法は(略)フランス人の期待に十分応えてはいない。」と述べ, 多くのフランス人は「訴訟があまりにも遅延している」と感じているだろうことを指摘して, 「訴訟をより迅速に, より明確に, さらにはより国民の需要に即したものとすよう改善しなければならない。」と演説している^{*8}。

さらに, 他のフランス人の講演録や報告書等でも, 例えば「司法は, 今日, フランスでは迅速さを失ってしまっている制度です。」という一言で始まる講演録^{*9}や, 「我々の社会は, しばしば司法の遅れを非難する。」という出だして始まる報告書^{*10}などが見受けられる。

実際, 今回のフランスにおける面談調査においても, 面談者の多くが, フランスでは裁判が遅いという批判があることを述べていた。一例を挙げると, 「フランスでは, 長い間, 民事訴訟の審理期間の長さが問題視されている。」(司法省), 「裁判が遅いという批判は確かにある。実際, 審理期間は問題があるといえる。批判しているのは, 政治家であり, 国民である。」(裁判官), 「フランスでは, 裁判が遅いという批判が確かにある。批判しているのは主に世論であり, マスコミである。実際, このような批判は正しいと思う。」(弁護士), 「裁判が長引くことは, フランスで問題となっている。裁判が遅いという批判をしているのは, 世論である。」(学者)という発言があった^{*11}。

*6 直訳は「特定の資格を持つプロフェッショナルによる損害事件(Dommages causés par l'activité professionnelle de certaines personnes qualifiées)」である。既済件数による内訳は不明であるが, 新受件数による内訳は, 医事関係訴訟2006件, 弁護関係訴訟2232件, その他の過誤訴訟313件の合計4551件となっており, 医事関係訴訟が約半数弱を占める。

*7 山本・前掲注3・17頁。なお, 同じ世論調査の結果はロイック・カディエ「民事裁判の改革: 利用, 費用, 遅延: フランスの展望」エイドリアン・ズッカーマン『危機に立つ民事裁判—民事訴訟手続の諸相比較』383頁, 403頁(最高裁判所事務総局, 平12)にも紹介されている。

*8 カ丸祥子「フランスにおける近時の司法改革の動向」比較法雑誌31巻2号167頁, 180頁(平10), 山口繁「フランス司法改革事情」法曹624号2頁, 6頁(平14)。

*9 ヴァレリー・ブルボン(岡上雅美訳)「講演 フランスにおける司法改革の概観」法政理論31巻3号36頁(平10)。

*10 Jean-Claude Magendie, *Célérité et Qualité de la Justice*, 2004。

*11 もっとも, 「フランスでは裁判が遅いという批判がある」旨を面談者が述べていることと, 面談者自身が「裁判が遅い」と考えていることは当然別であろう。現に, 裁判が遅いという批判があることを認めつつも, 「私自身はフランスの裁判が遅いとまではいいきれないと考えている。」(学者)との発言もあった。更にいえば, 「フランス人の視点からすると遅い。」ということと, 「他国(例えば日本)の視点からすると遅い。」ということも区別されるべきであろう(野山・前掲注3・11頁は, フランスの民事訴訟を迅速であると評価している。)

○ 審理期間についての背景事情等

このようなフランスの民事訴訟に対する評価に関して、審理期間に影響する背景事情として指摘されている点としては、次のようなものがある。

(当事者主導の事前手続)

フランスの民事訴訟の特色として、英米法諸国のトライアル前手続ほどではないにせよ、事前手続(instruction)の進行が大きく当事者にゆだねられていることが挙げられている^{*12}。前記のとおり、事前手続においては、弁護士は、準備書面と書証の準備をするとともに、事前手続終結命令までに相手方弁護士に準備書面を送達し、書証を伝達する。この事前手続における準備書面の送達と書証の伝達の作業自体は、裁判所が関与することなく、一次的には弁護士の自発性に任せられている。

このような当事者主導の事前手続が、審理期間の遅延をもたらしているとの指摘がある。例えば、「準備書面の交換及び書証の伝達につき、一次的には当事者の自発性に任せているため、これが遅延することが多い。特に、不利な判決が予想される当事者が不熱心なため、事前手続が遅延するという指摘が、よくなされている。」^{*13}、「裁判官は、どんな主張でも当事者に対して主張の機会を必ず与えるし、主張の内容には口出ししないし、双方の主張内容の整理は一切行わない(中略)。この仕組みの下では、請求原因が主張自体失当である場合でも長々と準備書面の交換が続く等の欠点がある。」^{*14}と報告されている。

実際、今回のフランスにおける面談調査においても、「フランスの民事訴訟は、当事者が行うもの。訴訟が5年間も続くことを当事者が希望すれば、それは可能になる。」(司法省)、「当事者が故意に書類を提出せず、訴訟を遅らせる場合には、審理が長期化する。」(裁判官)、「時間がかかっている訴訟の原因として、まず、当事者に原因がある場合がある。当事者の中には、時間稼ぎをしたい者がいる。提出書類がそろわないと述べて、事前手続の延期を図ったりする。延期を繰り返すのが一種の戦略になっている場合すらある。」(学者)との発言があった。

(人証調べ)

フランスの民事訴訟の特色に、証人尋問及び当事者本人の出頭(当事者尋問)がほとんど行われなことが挙げられる。いわば書証優先主義であり、裁判官は、ほぼすべての事件において書証(鑑定がされた場合は、鑑定報告書)から心証を形成し、事実認定をしている^{*15}。

フランスにおいて人証調べがほとんど使用されない理由についてはいくつかの研究がある^{*16}が、いずれにしても、人証調べが行われなということは、人証調べのために期日を費やすことがなく、その分フランスの審理期間を短くする要因となり得る。ただし、後記のとおり、フランスでは我が国における人証調べに代えて、鑑定を多用しているため、結局のところ、人証調べがほとんど行われなことの審理期間に対する影響は限定的であると思われる。実際にも、今回のフランスにおける面談調査において、人証調べがほとんど行われなことを審理期間を短くする要因として指摘した面談者はいなかった。

*12 この点を指摘するものとして、司法研修所編・前掲注3フランス運営・39頁以下及び55頁以下、司法研修所・前掲注3現状・195頁以下。

*13 司法研修所編・前掲注3フランス運営・25頁。

*14 司法研修所編・前掲注3フランス運営・40頁。

*15 以上につき、司法研修所編・前掲注3フランス運営・82頁以下、徳田・前掲注3・129頁以下、加藤新太郎ほか「座談会 フランス民事訴訟からの示唆」判例タイムズ922号4頁・29頁以下(山本和彦発言)(平9)、司法研修所・前掲注3現状・193頁以下、大島眞一「我が国とフランスの裁判はなぜ違うのか」判例タイムズ1028号42頁・42頁以下(平12)参照。

*16 上記各文献によれば、おおむね①契約社会である、②法制度上、証言による証拠が許容されない場合がある、③鑑定及び供述書で代替されている、④人証に対する不信感が強い、⑤裁判官が多忙である、ことが指摘されている。

(鑑定)

フランスにおける鑑定^{*17}の運用は、鑑定人がまるで裁判官のような立場に立ち、鑑定事項について双方当事者の主張の聴取、関係者からの事実関係の聴取、検証、実験等を実施して鑑定報告書を書くというもので、いわば鑑定人主宰の証拠調べともいえる。そして、鑑定の対象となる事項は、我が国よりかなり広く、「多少なりとも専門的な事項が証明の対象となると、すぐ鑑定が命じられるという感じ」^{*18}との報告もある。鑑定に付される事件の割合としては、やや古いものの、1984年のパリ大審裁判所においては、全民事訴訟事件（レフェレを含む。）の約4分の1の事件で鑑定が実施されたとされている^{*19}。また、今回のフランスにおける調査でも、「民事訴訟のうち、約3分の1は鑑定に付されている。」（学者）との発言があった。

フランスでは、この鑑定手続が訴訟遅延の原因の一つであるとの指摘がされている。

例えば、「鑑定報告書の提出遅延は、事前手続における当事者の訴訟行為の遅延と並んで、民事訴訟の遅延の大きな原因の一つであると言われている。」^{*20}との指摘がある。平均鑑定期間としては、やや古いだが、1992年の調査の結果、大審裁判所で鑑定を命ずる裁判から鑑定報酬支給決定までの平均期間は295日であると報告されている^{*21}。

今回のフランスにおける面談調査でも、「鑑定は訴訟手続が遅延する原因である。鑑定に付されると、それだけで1年くらいは遅くなる。」（司法省）、「複雑な事件は時間がかかる。複雑な事件は、たいてい鑑定に付す必要があり、そして鑑定には時間がかかるからである。」（裁判官）、「〔医事関係訴訟や知的財産権訴訟の審理に時間がかかるのは〕判決に至るまでには鑑定が必要不可欠であり、しかもその鑑定に時間がかかるからである。」（弁護士）、「鑑定のある裁判は長期化する。鑑定だけで2年を費やしている事件も珍しくない。」（学者）との発言があった。

② ドイツ

○ はじめに

ドイツでは、民事第一審通常裁判所として、5000ユーロ以下の少額事件等を扱う区裁判所（Amtsgericht）及び同裁判所の管轄に属さない事件等を扱う地方裁判所（Landgericht）が置かれている。また、通常裁判所以外にも、行政事件について行政裁判所、労働事件について労働裁判所、社会保険等に関する事件について社会裁判所、租税事件について財政裁判所が設置されており、更に特許関係訴訟の一部を管轄する連邦特許裁判所が設けられている。

この章では、我が国の地方裁判所に相当する、ドイツの地方裁判所の民事第一審訴訟を中心に、ドイツにおける民事訴訟の審理期間について、統計、文献及びドイツでの面談調査の結果を紹介する。

*17 フランスの民事訴訟における鑑定手続については、司法研修所編・前掲注3フランス運営122頁以下、司法研修所編『専門的な知見を必要とする民事訴訟の運営』（法曹会、平12）34頁以下、加藤新太郎ほか「座談会 民事訴訟における専門的知見の導入－鑑定の効果的利用を中心として」判例タイムズ1010号4頁、17頁以下（平11）、徳田園恵「鑑定の活用をめぐる問題について－フランスの実情と比較して」判例タイムズ1010号42頁（平11）、加藤ほか・前掲注15示唆・33頁以下参照。フランスの鑑定制度の概略に関する本文の記述は、これらの文献に依拠している。

*18 司法研修所編・前掲注3フランス運営・85頁。

*19 北村一郎「フランス民事訴訟における鑑定人の役割(1)」法学協会雑誌110巻1号1頁、33頁（平5）

*20 司法研修所編・前掲注3フランス運営・124頁

*21 司法研修所・前掲注3現状・197頁。なお、このうち費用の予納から鑑定報告書までの提出期間の平均は247日であった。

○ ドイツの民事第一審訴訟手続^{*22}

ドイツでも、我が国と同様、原告が訴状を裁判所に提出することにより民事第一審訴訟手続が開始される。訴状提出後の手続としては、ドイツ民事訴訟法は、「早期第一回期日方式」と「書面先行手続方式」という2種類の手続方式を定めている。それぞれの手続の流れは、おおむね以下のとおりである^{*23}が、いずれの方法にせよ、1回の期日（主要期日）において証拠調べを含めた審理を行い、終結することを目標としているところが特徴といえる。

(1) 早期第一回期日方式

できるだけ早い時期に第1回期日（早期第1回期日）を指定して、この期日において裁判所と双方の訴訟代理人とのやりとりを行った上で、引き続いて指定する期日（主要期日）に集中証拠調べを実施して事件を処理するというものである。

(2) 書面先行手続方式

書面先行手続方式は、期日指定をしないまま当事者間の書面交換を行い、その結果を踏まえて、1回の集中証拠調べ期日（主要期日）により事件を処理するというものである。

○ ドイツの民事訴訟の審理期間

(審理期間についての統計)

ドイツの地方裁判所における民事第一審訴訟の平均審理期間は、2004年で7.2月となっている^{*24}。訴訟制度が異なるため単純な比較は困難であるが、参考までに、同時期（平成16年）の我が国の地方裁判所における民事第一審訴訟の平均審理期間は8.3月である。

また、1995年から2004年までの、ドイツの地方裁判所における民事第一審訴訟の平均審理期間の推移は、以下のとおりである。

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
平均審理期間(月)	6.3	6.5	6.6	6.7	7.1	6.9	7.0	7.0	7.1	7.2

(事件類型別の審理期間)

今回のドイツにおける調査で、特に審理期間が長期化していると考えられる事件の種類を質問したところ、「医事関係訴訟」（司法省、弁護士、学者）、「建築関係訴訟」（司法省、裁判官、弁護士、学者）、「交通関係訴訟」（司法省）、「スクイズ・アウト（Squeeze out、ドイツ法において、株式会社の95%以上の株式を持つ株主が対価を支払って少数株主の株式を取得する手続）」（裁判官）、「大きなケースであり、記録が大部である訴訟」（裁判官）、「国、公証人又は弁護士に対して損害賠償を請求する訴訟」（弁護士）等の回答がなされた。

この点、統計上の事件類型別平均審理期間は、医事関係訴訟が17.1月、交通関係訴訟が9.2月、建築関係訴訟が9.8月であり^{*25}、いずれも全事件平均（7.2月）より長期である。

*22 ドイツの民事訴訟法制度全般を説明した文献は多数あるが、比較的最近のものとして、司法研修所編『ドイツにおける簡素化法施行後の民事訴訟の運営』（法曹会、平7）、三村量一「ドイツ連邦共和国における民事訴訟実務の現状について」『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（上）』159頁（法曹会、平10）、司法研修所・前掲注3現状参照。ドイツの民事訴訟制度に関する本文の記述は、これらの文献に依拠している。

*23 「早期第一回期日方式」と「書面先行手続方式」の詳細については、司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・31頁以下、三村・前掲注22・170頁以下参照。

*24 Statistisches Bundesamt, *Rechtspflege - Zivilgerichte 2004*, 2006。以下、断りのない限り、ドイツの統計は同資料（バックナンバーを含む。）に基づく。

*25 いずれも、今回のドイツにおける調査の際、司法省担当者から開示を受けた数値である。

なお、ドイツでは、我が国とは異なり、1件の事件に原告数が数十人を超えるような多数当事者訴訟はほとんどなく、同一事故で多数の被害者が出たような場合には各被害者が個別に訴訟を提起するとされている^{*26}。

(審理期間についてのドイツでの評価)

今回のドイツにおける面談調査では、各面談者から、ドイツの民事訴訟における審理期間の長さは問題ではないとの認識が相次いで示された。例えば、平均審理期間については、「統計上の平均審理期間は十分に短く、我々としては満足している。更に改革をしてこの数値をあと半月短くすることも可能かもしれないが、そのようなことは行わない。」(司法省)、「民事訴訟は迅速に進められており、弁護士会としては、審理期間が問題であるとは考えていない。…私自身、審理期間が長すぎるとは思っていない。そもそも『迅速な裁判が、よい裁判である。』というものではない。」(弁護士)、「地方裁判所で7月あまりという平均審理期間は、長すぎる数値ではない。」(学者)といった発言が相次いだ。また、長期化傾向がみられる一部の訴訟についても、「大型で複雑な事件であれば審理に時間がかかることはだれもが理解しており、そのような事件を半年や1年で解決することが不可能なのは、裁判官や弁護士の共通の認識である。」(裁判官)といった発言がなされた。

さらに、面談者以外の者の認識、特に市民やマスコミの認識についても質問したが、「当事者となっている市民の一部には、訴訟期間が長すぎるという批判をしている者もいる。しかし、当事者となっていない一般市民からは、訴訟期間が長いという批判はない。」(司法省)、「訴訟期間が長すぎるという批判は、あまりない。大きな事件であれば時間がかかるが、それは事件本来の性質による。」(裁判官)、「訴訟期間が長くかかりすぎるという報道はなされていない。」(弁護士)、「審理期間の長さが問題になっているとは思わない。民事訴訟が長いという報道はほとんどされない。」(学者)などの回答がなされた^{*27}。

○ 審理期間についての背景事情

このようなドイツの民事訴訟に対する評価に関し、審理期間に影響する背景事情として指摘されている点としては、次のようなものがある。

(攻撃防御方法の提出時期)

ドイツでは、我が国と比較して、当事者からの攻撃防御方法の提出が早期にされるという指摘がある。すなわち、「訴状の段階から争点が非常に整理された状態で提出されていること、そして一方答弁書の段階でもそれにきちっと対応した答弁書が出てくるし、早い段階から書証も整理され、人証の申出書も出てくる」^{*28}、「争点整理のために期日を重ねたり、争点整理案を作成したりするなど裁判所主導で争点整理を行うような

*26 司法研修所・前掲3現状・102頁及び136頁参照。もっとも、最近では、原告の総数が1万人以上にのぼったドイツ・テレコム社のケースが契機となり、「投資家モデル訴訟(Kapitalanleger-Musterverfahren)法」が制定されるに至っている(2005年11月施行)。同法については、久保寛展「投資者の集団的権利保護の可能性」福岡大学法学論叢50巻1号1頁(平17)参照。

*27 なお、以上はいずれも地方裁判所における審理期間についての評価であるが、他の裁判所については、「担当ではないので詳しくは知らないが、行政裁判所には審理期間について問題があると聞いている。」(司法省)、「行政裁判所の審理期間は長く、これに対しては批判も多い。また、財政裁判所の審理期間に対しても批判が多い。社会裁判所の審理期間も長い。」(裁判官)、「民事訴訟以外については専門家ではないので正確なことはいえないが、行政裁判所や社会裁判所では審理期間にばらつきがあるという印象がある。」(弁護士)との発言があった。

*28 加藤ほか・前掲17導入・15頁(前田順司発言)。

ことはない」^{*29}などと指摘されている。もっとも、すべての事件において早期に争点が整理されるわけではないようであり、我が国に紹介されている事件記録の例の中には、我が国の民事訴訟と同様に、原告と被告との間で訴状及び答弁書を含めた準備書面のやりとりが何度も重ねられているものもあるし^{*30}、そもそも、「ドイツにおける民事訴訟手続の基本構造は、徹底した事前準備手続を実施した上で、1回の主要期日において証拠調べを含めた審理を終結することにある」^{*31}というように、事前準備手続の重要性を示唆するものもある。

ドイツにおける攻撃防御方法の提出に関しては、民事訴訟法296条が時機に後れた攻撃防御方法の却下（失権効）を定めている。これは、攻撃防御方法が提出のために定められた期間の経過後に提出された場合（同条1項）、適時に提出されなかった場合（同条2項）等の却下について規定したものであり、「同条が整備されたことで、当事者からの攻撃防御方法の適時の提出の状況は、現在、（略）はるかに改善されている」^{*32}と指摘されている。

今回のドイツにおける調査でも、「民事訴訟法296条の失権効の規定が整備されてからは、弁護士が訴訟を引き延ばそうとしても引き延ばすことができなくなった。」（弁護士）との発言があった。一方、「失権効の規定の要件はなかなか満たされず、そのためほとんどの主張は却下されていない。失権効は時間の短縮という効果をもたらしていない。」（学者）という発言もあった^{*33}。

（人証調べ）

ドイツの人証調べ手続については、我が国で集中証拠調べが現在ほど普及していなかった平成6年当時の報告ではあるが、「ドイツでは証拠調べは主要期日において集中的に実施されており、このことが審理の充実と審理期間の短縮に大きく貢献しているということが出来る。」^{*34}との指摘がある。なお、ドイツでは、自己の本人尋問を実施するには相手方当事者の同意を得なければならず（民事訴訟法447条）、相手方当事者の同意を得ることは実際上困難であることから、「実務上、当事者本人尋問が実施されることは、まれである」^{*35}とされる。

また、個々の人証に対する尋問も短時間で終了するとされており、その理由としては、「取引ないし契約関係をめぐる事件の場合など、裁判所の心証形成の上で契約書等の書証が中心的な役割を果たすこと、証人に対する質問が争点に直接踏み込んだ端的な形で行われ、迂遠な間接事実や事情にわたる尋問が行われないこと」^{*36}などが指摘されている。

ただし、今回のドイツにおける調査では、証拠調べの集中的な実施や短時間の尋問といった事情を審理期間を短くする要因として指摘する者はいなかった。逆に、「重大事件であれば証人の数も増える。私が過去に担当した事件の中には、証人の数が全部で20人くらいになったものもあり、証拠調べに時間を要した。」（弁護士）との発言もあった。

*29 中村也寸志「ドイツにおける専門訴訟（医療過誤訴訟及び建築関係訴訟）の実情」判例時報1696号32頁、33頁（平12）。中村也寸志「日本の専門訴訟の問題はどこにあるか—ドイツの実務と比較して」判例タイムズ1011号16頁、16頁（平11）、司法研修所編・前掲注17専門的運営・21頁も同旨。

*30 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・139頁以下の参考記録。

*31 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・31頁。

*32 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・120頁。

*33 なお、この弁護士と学者の発言は矛盾するものとは限らない。弁護士の発言は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されないように主張・立証を早め早めに提出しているという認識ないし経験を述べているものであり、一方、学者は、（実際に弁護士が早期提出を励行しているために）実際に却下された例が少ないという側面を述べていると解することも可能であろう。

*34 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・102頁。

*35 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・110頁。

*36 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・106頁。

(鑑定)

今回のドイツにおける調査で、面談者の多くから時間のかかる手続として指摘があったのが、鑑定手続であった。

ドイツでは、一般に、我が国よりも鑑定が活発に利用されており、その対象も医事関係訴訟や建築関係訴訟にとどまらず、様々な分野において頻繁に利用されているとされる^{*37}。

この点、鑑定に付される事件の場合、鑑定事項は専門的であり、また広範な事項にわたることから、鑑定人が鑑定報告書を提出するまでの時間が長期間となると指摘されている。また、鑑定書に対する当事者の反論やそれに伴う補充鑑定書の提出、鑑定人尋問等に時間がかかっていることも指摘されている^{*38}。今回のドイツにおける調査でも、「私の知る限りでは、訴訟が長期化する要因の一つに鑑定がある。…鑑定は、書面で結果を報告しなければならず、かつ、一方当事者がその鑑定結果に不満があれば、鑑定人を呼び出して弁論で尋問しなければならない。」(司法省)、「鑑定期間は長く、問題があるといえる。」(裁判官)、「鑑定には時間がかかる。…裁判所としては、良質の鑑定結果を受けたい。そのため、裁判所は、鑑定に時間をかけることをいとわない。また、鑑定人のキャパシティの問題もある。」(弁護士)、「鑑定は長くかかる。」(学者)との発言があった。

ただし、鑑定報告書の提出には時間を要する反面、鑑定人の選任手続にはそれほど時間を要していないとの報告もある。その理由としては、①建築関係訴訟では公選鑑定人制度があり、その名簿は裁判所にも配布されていること、②医事関係訴訟では裁判所の医療部で分野ごとの名簿を作成していること、③医師にとっては質のよい鑑定報告書を作成することが昇進の条件にもなっているといえること、④そもそも専門家(医師や建築士等)の人数が我が国より多いこと、⑤ドイツの国民に、国民が司法に参加し、司法に協力するのが当然だという意識が定着していること、などが指摘されている^{*39}。今回のドイツにおける調査でも、「医事関係訴訟では、裁判所は通常、鑑定人についての情報を把握しているので、鑑定人を選任するまでに時間がかかるとはならない。建築関係訴訟では鑑定人の選任に若干時間がかかることもあると思われるが、それは大きな問題ではないと聞いていい。どの裁判所にも、たいてい、鑑定人のリストがある。」(司法省)との発言があった。

(医事関係紛争における裁判外紛争処理手続の活用)

ドイツにおける裁判外紛争処理手続(ADR)の活用は、全般的にみると必ずしも積極的であるとはいえないものの、医事関係紛争の分野ではよく用いられているとされる。我が国にもたびたび報告されているところであるが^{*40}、ドイツでは、医事関係紛争を処理する裁判外紛争処理機関として、医師会の調停所及び鑑定委員会が合計9カ所に設けられている。この調停所及び鑑定委員会の裁判外紛争処理手続は、あくまでも任意の手続であって手続を強制されるものではなく、またその判断にも強制力はないが、患者及び医師双方からの申立てが可能であり、また手続費用も原則として無料であることなどから、2002年度は合計で1万0887件^{*41}もの新件が申し立てられている。

*37 司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・111頁、中村・前掲注29実情・34頁。

*38 以上につき、司法研修所編・前掲注22ドイツ運営・111頁、中村・前掲注29実情・36頁、加藤ほか・前掲注17導入・12頁、13頁(春日偉知郎発言)、一宮なほみ「ドイツ連邦共和国における鑑定制度の実情の調査について」判例タイムズ1095号36頁、37頁(平14)。

*39 司法研修所・前掲注3現状・96頁、加藤ほか・前掲注17導入・15頁(前田順司発言)、中村・前掲注29実情・36頁、司法研修所編・前掲注17専門的運営・29頁、清水宏「ドイツにおける鑑定人確保のための方策について」木川統一郎編著『民事鑑定の研究』258頁(判例タイムズ社、平15)。

*40 最近のものに限っても、中村・前掲注29実情、岡崎克彦「ドイツにおける裁判外紛争解決及び法律相談制度の実情(2)」判例時報1726号11頁(平12)、我妻学「ドイツにおける医療紛争と裁判外紛争処理手続」東京都立大学法学会雑誌45巻1号49頁(平16)など。

*41 我妻・前掲注40・表2-3。

③ イギリス

○ はじめに

イギリスの民事第一審裁判所は、高等法院 (High Court of Justice) と県裁判所 (County Court) である。

このうち高等法院は、民事事件全般について、原則として無制限な第一審管轄を有する裁判所であり、①不法行為や契約関係等の通常事件を処理する「女王座部 (Queen's Bench Division)」, ②不動産, 信託, 倒産等の事件を処理する「大法官部 (Chancery Division)」, ③人事訴訟事件を処理する「家事部 (Family Division)」に分かれている。一方、県裁判所は、1846年の設立当初は少額訴訟のみを扱う裁判所であったが、その後徐々に管轄を拡大し、現在は契約, 不法行為, 不動産の回復等については請求金額と関係なく管轄権を有している。

この章では、高等法院女王座部の民事第一審訴訟を中心に、イギリスにおける民事訴訟の審理期間について、統計、文献及びイギリスでの面談調査の結果を紹介する。

○ イギリスの民事第一審訴訟手続^{*42}

イギリスでは、1990年代後半に大規模な民事司法改革が図られ^{*43}、1999年4月から新しい民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules, 以下「新民訴規則」という。) が施行されている。

これは、民事司法制度の諸問題に関するウルフ卿 (Lord Woolf) の調査において、当時のイギリス民事司法には、①訴訟にかかる費用が高額であること、②訴訟遅延が深刻であること、③訴訟手続が複雑であること、等の問題点があるとの指摘がされたことなどを踏まえたものである。

この新民訴規則の下では、民事第一審訴訟の手続は、おおむね、①提訴、②争点整理、③証拠開示 (ディスクロージャー^{*44})、④トライアルの申込み (セットダウン)、⑤トライアル、と進行していく。ただし、トライアルまで進行する事件はごくわずかであり、多くの事件はトライアル前に和解によって終了するとされている。また、トライアルについては、イギリスの民事事件で当事者が陪審による審理を申請できるのは名誉毀損等に限定されており、ほとんどの事件が職業裁判官によって審理されているとされる。

また、新民訴規則では、事件の軽重に応じて、(1)少額裁判手続 (Small claims)、(2)ファスト・トラック (Fast track)、(3)マルチ・トラック (Multi-track) に分類し、事件に適した訴訟進行をすることとしている^{*45}。

*42 イギリスの民事訴訟制度を説明した文献は多いが、その手続を詳細に説明したものとして、司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、平8)、菅野博之「英国の民事訴訟」『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情(上)』1頁(法曹会、平10)。また、制度の様々な側面につき幅広く紹介したものとして、長谷部由起子『変革の中の民事裁判』(東京大学出版会、平10)、司法研修所・前掲注3現状、我妻学『イギリスにおける民事司法の新たな展開』(東京都立大学出版会、平15)。

*43 この民事司法改革の全体を紹介する文献として、加藤新太郎ほか「鼎談 イギリス民事司法改革の行方—ウルフ・レポートの動向を中心として」判例タイムズ960号4頁(平10)、司法研修所・前掲注3現状・46頁以下、我妻・前掲注42・23頁以下及び137頁以下、岩井直幸「イギリスにおける民事訴訟規則改正後の実務—医療過誤訴訟を中心に—」判例タイムズ1057号26頁(平13)、濱野亮「イングランドのカウンティ・コート(1)」立教法学60号1頁、14頁以下(平14)、柴田憲史「イギリスにおける民事司法改革の成果」判例タイムズ1221号81頁(平18)。

*44 証拠開示手続のことを従来はディスカバリー (discovery) と称していたが、新民訴規則ではディスクロージャー (disclosure) という概念を用いている。

*45 この3種類の訴訟手続それぞれの詳細については、前掲注42の各文献、特に我妻・前掲注42・146頁以下参照。

○ イギリスの民事訴訟の審理期間

(審理期間についての統計)

イギリスの高等法院女王座部における民事第一審訴訟のうち、トライアルの申込みがあった事件の平均審理期間（提訴からトライアル開始又は事件終了まで）は、2004年で22.4月^{*46}となっている^{*47}。訴訟制度が異なるため単純な比較は困難であるが、参考までに、同時期（平成16年）に我が国で終結した民事第一審訴訟のうち人証調べを実施したものの平均審理期間は18.3月である。

また、1995年から2004年までの、イギリスの高等法院女王座部における民事第一審訴訟のうち、トライアルの申込みがあった事件の平均審理期間の推移は、以下のとおりである。

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
平均審理期間(月)	37.2	41.3	41.1	41.1	40.2	37.8	39.9	34.4	37.8	22.4

(事件類型別の審理期間)

今回のイギリスにおける調査で、特に審理期間が長期化すると考えられる事件類型は何かを質問したところ、「人身傷害事件 (personal injury)、証拠を把握するのに時間が掛かる事件、知的財産権訴訟、多数当事者訴訟」(憲法事項省^{*48})、「大規模集団訴訟」(民事司法評議会^{*49})、「証拠の多い事件、人身傷害事件、専門家訴訟、医事関係訴訟」(バリスター)などの回答があった。一方、「事件の複雑さによる。」(高等法院裁判官)との発言もあった。

また、1996年7月に公表されたウルフ卿の報告書(ウルフ・レポート)は、医事関係訴訟(Medical Negligence)を最重要課題の一つとして挙げ、同訴訟は他の訴訟に比べて訴訟の遅延がはなはだしいと指摘している^{*50}。

この点、ウルフ・レポートに添付されたゲン教授(Professor Hazel Genn)の調査報告^{*51}では事件類型別の審理期間についての調査結果が公表されている。この調査は、1990年から1995年までに訴訟費用算定局(Supreme Court Taxing Office)^{*52}に提出された高等法院における事件を10類型に分類し、それぞれ約200件のサンプルを抽出して行ったものである^{*53}。その調査結果によれば、平均審理期間は、医事関係訴訟が65月、人身傷害訴訟が56月、専門家(弁護士等)の過誤訴訟が41月となっており、いずれも全事件の平均審理期間(34月)より長い。

*46 イギリスの統計資料においては平均審理期間は週単位で公表されているが、本稿では便宜上、これを月単位に換算している。なお、換算式は「(月)=(週)×12÷52」とした。

*47 Secretary of State for Constitutional Affairs and Lord Chancellor, *Judicial Statistics - England and Wales for the year 2004*, 2005。以下、断りのない限り、イギリスの統計は同資料(バックナンバーを含む。)に基づく。なお、平均審理期間は2か月間のサンプル調査による。

*48 Department for Constitutional Affairs。2007年5月9日より内務省の一部と統合の上、司法省(Ministry of Justice)へと名称変更されている。

*49 Civil Justice Council。民事司法制度について調査、審議する諮問団体であり、裁判官、弁護士、司法行政担当の公務員、消費者団体の専門家等によって構成される。ウェブサイトは<<http://www.civiljusticecouncil.gov.uk/>>。

*50 我妻・前掲注42・194頁、岩井・前掲注43・26頁。

*51 Annex III "Survey of Litigation Costs: Summary of Main Findings"。

*52 訴訟費用算定局は、高等法院の大法官部及び女王座部に提起された事件の訴訟費用の算定、刑事事件の訴訟費用の算定に対する異議の審理を行っている。ただし、当事者間で費用に関する合意ができた場合等には訴訟費用算定局には持ち込まれない。我妻・前掲注42・257頁注18参照。

*53 そのため、調査対象はセットダウンの申込みのあった事件に限られない。

(審理期間についてのイギリスでの評価)

今回のイギリスにおける面談調査では、複数の面談者から、1990年代後半の民事司法改革の結果、審理期間が短縮化されており、訴訟遅延の問題はある程度解消されているのではないかとの認識が示された。例えば、「訴訟はより早くなっている。」(民事司法評議会)、「審理の遅れはもはや問題ではなくなりつつある。」(高等法院裁判官)、「高度な訴訟はより長期化しているものもあるが、平均するととても早くなっている。」(県裁判所裁判官)、「訴訟の審理期間は過去10年で本当に短くなった。…審理期間について、バリスターの間では批判はない。」(バリスター)、「私の知る限り、審理期間に関しては弁護士は満足しているだろう。」(学者)などの発言があった。

ただし、2005年に発行された報告書^{*54}では、新民訴規則によってトライアルまでの期間が短くなったとの裁判官の意見が紹介されている一方、新たに導入されたケース・マネジメント(後記参照)のためにかえって訴訟が遅延する可能性があるとの意見も紹介されている^{*55}。

また、市民や報道機関による批判の有無について質問すると、「裁判遅延に対する批判は、以前はあった。最近はやや改善されているとは思いますが、それでもまだ批判はあると思う。」(憲法事項省)、「世論は審理期間の長さについてなお批判していると思う。当事者となった彼らは『直ちに勝訴したい。』と考えている。ただし、一般的には、報道機関からの批判はほとんどない。」(バリスター)、「世論は常に『裁判が長い。』と感じているだろう。」(学者)との発言がなされた。

○ 審理期間についての背景事情

このようなイギリスの民事訴訟に対する評価に関し、審理期間に影響する背景事情として指摘されている点としては、次のようなものがある。

(当事者対抗主義)

イギリスでは伝統的に当事者対抗主義(adversary system)が採用されており、当事者が手続の進行について主導権を持つとされてきた。争点整理、証拠の開示、トライアル前における和解はいずれも当事者の責任において行われ、裁判所が積極的に職権介入することはなかった。

この当事者対抗主義は、比較的少ない裁判官によって多くの事件を処理することができるシステムであったものの、その反面、当事者対抗主義の下では訴訟遅延が生じやすいことも指摘されてきた^{*56}。例えば、被告が原告に対してより詳細な請求原因事実の特定を求めたり、原告が被告の主張の明確化を求めたりする求釈明(ファーザー・アンド・ベター・パーティキュラーズ, further and better particulars)の制度があるが、複雑な事件では数十か所にわたる求釈明が出ることも珍しくなく、かつ双方当事者で何度も繰り返されることも多くあり、これが訴訟の引き延ばしに利用されているとの批判もあった^{*57}。また、トライアル前の手続が終わるとトライアルの申込み(セットダウン)に入るが、これも原告の申立てによるものであり、被告が不服を申し立てない限り原告が引き延ばすことは自由であるとの指摘もあった^{*58}。

*54 Professor John Peysner and Professor Mary Seneviratne, *The management of civil cases: the courts and post-Woolf landscape*, DEPARTMENT FOR CONSTITUTIONAL AFFAIRS, 2005

*55 Peysnerほか・前掲注54・14頁。柴田・前掲注43・84頁もこの報告書を引用している。

*56 司法研修所編・前掲注42イギリス運営・16頁、司法研修所・前掲注3現状・41頁、加藤ほか・前掲注43行方・7頁(長谷部由起子発言)、長谷部・前掲注42・4頁。

*57 司法研修所編・前掲注42イギリス運営・96頁。

*58 司法研修所・前掲注3現状・40頁。

このような状況を踏まえ、新民訴規則では、裁判所が積極的にケース・マネジメントに関与していくとの考え方を取り入れている。ケース・マネジメントの内容は、少額裁判手続、ファスト・トラック及びマルチ・トラックそれぞれの手続によって異なるが、具体的には、原則としてトライアルを担当する裁判官とは別のケース・マネジメント担当の裁判官が、当事者の意見も参考にしながら、事案に応じた審理計画を策定して進行を管理することなどが定められている^{*59}。ただし、新民訴規則の下でも、基本的には「依然として当事者対抗主義のままであり、職権主義や、ドイツのように裁判所が事件を形成・先導していくシステムに移行したわけではない」^{*60}とされている。また、裁判所のケース・マネジメントが不適切なこともあり、その場合にはかえって審理が長引いているとの指摘もある^{*61}。今回のイギリスにおける面談調査でも、「ケース・マネジメントは民事司法改革後に初めて導入されたものである。一部の事件ではよく機能しているが、他ではそうでもない。」(学者)との発言があった。

(証拠開示手続)

従来、イギリスの証拠開示手続はアメリカ合衆国の手続ほど濫用の危険は多くないとされていたものの^{*62}、それでも「相手方に経済的な圧力を加える目的で過剰な証拠収集手続が行〔われる〕など行き過ぎた当事者対抗主義から訴訟遅延・訴訟費用の高額化を引き起こしている」^{*63}と指摘され、訴訟遅延につながるという意見も多いとされていた^{*64}。「初めにさせ出さないのやり取りをし、結局一方が開示命令の申立てをし、命令後も期限延長の申立て、制裁付命令(unless order)の申立て、裁判所の勧告、制裁付命令、期限ギリギリの提出、といった経緯をたどることも多いという(「juggling」と呼ばれる。)」^{*65}との報告もあった。

そこで、新民訴規則では、証拠開示をすべて裁判所の命令にかからしめることとした上、その対象範囲も狭めるなどの規律を設け、他方、訴訟前においても証拠開示命令の申立てができることとしている^{*66}。

ただ、今回のイギリスにおける面談調査では、「証拠開示手続はまだ時間がかかっている。特に大きな事件では時間がかかる。この手続が最も時間を要する。」(ソリシター)との発言がなされた。また、「証拠開示手続はまだ改善の余地がある。関連性のない証拠は裁判所によって排除されるべきであるが、一部の裁判官は今なお『すべて開示しなさい。』と命じている。」(民事司法評議会)との発言もあった。

(専門家証人)

従来のイギリスでは、専門家証人(expert witness)が民事訴訟における問題点の一つとされていた。これはウルフ・レポートでも指摘^{*67}されているほか、我が国の文献でも、「わが国における鑑定人のような、裁判所が中立的立場の専門家を選任する手続はまず行われず、当事者双方が自己の主張を裏付ける専門家を探してそれぞれ証人申請することがほとんどであった。また、裁判所も原則としてこれを制限しなかったため、結局ひとつの訴訟で複数の専門家を採用する結果となり、これが事件の訴額に見合わない訴訟費用の高額化、ひいては訴訟の遅延を招いているとの批判があった。」^{*68}と報告されていた。

*59 新民訴規則におけるケース・マネジメントの内容については、我妻・前掲注3・142頁以下、岩井・前掲注43・28頁以下、柴田・前掲注43・82頁以下参照。

*60 Peysnerほか・前掲注54・25頁。

*61 Peysnerほか・前掲注54・14頁。

*62 長谷部・前掲注42・99頁以下参照。

*63 我妻・前掲注42・163頁。

*64 司法研修所編・前掲注42イギリス運営・136頁。

*65 司法研修所・前掲注3現状・40頁。

*66 新民訴規則における証拠開示手続については、我妻・前掲注42・163頁以下、司法研修所・前掲注3現状・52頁参照。

*67 最終報告書、13章

*68 岩井・前掲注43・31頁。同旨、荒谷謙介「イギリス医療訴訟における専門家証人の役割」判例タイムズ1199号63頁、63頁(平18)。

そこで、新民訴規則では、当事者は裁判所の許可がない限り専門家証人及びその報告書提出が認められないとされ、また、専門家証人の数を制限するために可能な限り1人の共有専門家証人 (single joint expert) を選任することなどが定められている^{*69}。

新民訴規則施行後は、「新しい専門家の仕組みはよく機能しており、裁判官からも弁護士からも支持されている。」^{*70}との報告がある。ただ、審理期間との関係では、「遅延の原因となっているのは(中略)、しばしば起こることだが、報告書を期限までに提出しない専門家でもあろう。」^{*71}とも指摘されている^{*72}。

(トライアルの待ち時間)

イギリスでは、トライアルを希望する当事者は、裁判所にトライアルの申込み(セットダウン)をしてトライアル待ちの事件簿への登録を求める。この申込みからトライアルまでの待ち時間は、裁判所の責任による訴訟遅延であると考えられており、この待ち時間の長さは1980年代から裁判所の課題とされていたとの指摘がある^{*73}。

高等法院女王座部における平均審理期間(提訴からトライアル開始まで)を、提訴からトライアルの申込みまでと、トライアルの申込みからトライアル開始までに分割してみると、1999年の新民訴規則施行以後、提訴からトライアルの申込みまでの期間は減少傾向にあるのに対し、トライアルの申込みからトライアル開始までの期間はむしろ増加しており、2004年にはついに逆転して、1年を超える長い期間(12.5月)を要している。

ただし、今回のイギリスにおける面談調査では、「トライアルの申込みからトライアルまでの期間の長さは、それほど問題ではない。むしろトライアルの準備のために必要な期間である。トライアルまでの期間が長ければ、それだけ、すべての証人のスケジュールを合わせることができるという面もある。もつとも、当事者はこの期間の長さについては不満を持っているだろう。」(バリスター)との発言もあった。

④ アメリカ

○ はじめに

連邦制をとるアメリカでは、裁判所体系も連邦裁判所と州裁判所とが併存している。連邦裁判所で民事第一審訴訟事件を管轄するのは連邦地方裁判所(U.S. District Court)である。一方、州裁判所の体制は州によって異なるが、おおむね、第一審訴訟事件を管轄する裁判所として、一般的管轄権を持つ裁判所(court of general jurisdiction)と、制限的管轄権を持つ裁判所(court of limited jurisdiction)とがある。ただし、具体的な裁判所の名称は州によって様々である。

この章では、連邦地方裁判所及び州の一般的管轄権を持つ裁判所における民事第一審訴訟を中心に、アメリカにおける民事訴訟の審理期間について、統計、文献及びアメリカでの面談調査の結果を紹介する。

*69 新民訴規則における専門家証人の規律については、我妻・前掲注42・165頁以下、岩井・前掲注43・31頁以下、荒谷・前掲注68参照。

*70 Peysnerほか・前掲注54・ii頁。なお22頁以下も同旨。

*71 Peysnerほか・前掲注54・14頁。

*72 ただし、今回のイギリスにおける面談調査では、専門家証人が今なお訴訟遅延の原因となっていると積極的に発言した面談者はいなかった。これは、前記のフランス及びドイツにおいて、多くの面談者から鑑定手続が遅延の原因となっている旨の発言があったことは対照的である。

*73 司法研修所編・前掲注42イギリス運営・13頁以下。

○ アメリカの民事第一審訴訟手続^{*74}

アメリカの民事訴訟手続は、連邦と各州とで違いがあり、また事件の内容等によっても異なるものの、おおむね以下の流れをたどる。

(1) 訴答 (pleading)

アメリカでは、管轄の存する裁判所に原告が訴状を提出することで訴訟が開始される。訴訟開始後は、両当事者がそれぞれの主張を交互に書面で相手方及び裁判所に伝える (訴答)。

(2) 開示手続 (discovery)

アメリカ民事訴訟手続では、両当事者は、裁判所の命令を待つまでもなく、自らの有利な証拠・情報も不利な証拠・情報も、あらかじめ相手方と共有しなければならない。そのための手続が開示手続である。

(3) トライアル前の申立て (pre-trial motion)

トライアル前の段階では、争点の明確化や、訴訟を自己に有利に進行させることをねらい、当該事件における様々な事実上又は法律上の問題に関する申立てが行われることがある。

(4) トライアル (trial)

アメリカの連邦及び各州の裁判所では、民事陪審 (jury) の制度が維持されている。民事陪審による審理は当事者の権利であり、一方当事者が請求すると陪審トライアル (jury trial) となるが、いずれの当事者も請求しなければ裁判官のみによるトライアル (bench trial) となる。

なお、トライアルにまで至る事件は全体のごく一部であり、ほとんどの事件がトライアルに至るまでに和解、取下げ等で終局するとされている。

○ アメリカの民事訴訟の審理期間

(審理期間についての統計)

アメリカの連邦地方裁判所における、民事第一審訴訟の全事件 (土地収用手続事件、拘禁施設収容者の請願事件、国外退去命令の審査事件、過誤納金の還付 (主に退役軍人) 事件及び判決の強制執行事件を除く。) の審理期間 (提訴 (filing of cases) から終局 (disposition) までの期間) の中央値 (median) は、2006年で8.3月となっている。また、民事第一審訴訟のうち、トライアルを経た事件の審理期間の中央値は、同年で23.2月である^{*75}。

一方、州裁判所に関し、全米中75郡 (county) においてトライアルを経て終結した事件を調査した1996年の統計^{*76}によれば、これらの郡の州裁判所でトライアルを経た事件の審理期間 (提訴 (filing of complaint) から評決又は判決 (final verdict or judgment) までの期間) の中央値は20.9月、平均値は25.6月である。

なお、訴訟制度が異なるため単純な比較は困難であるが、参考までに、我が国の民事第一審訴訟の審理期間の中央値は3.9月 (平成17年) であり、我が国の民事第一審訴訟のうち人証調べを実施したものの審理期間の平均値は18.8月 (平成18年) である。

*74 アメリカの民事訴訟制度を説明した文献は極めて多いが、比較的最近のもので、かつ手続全般を説明したものとして、小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』(弘文堂、平8)、ジェフリー・ハザード＝ミケーレ・タルッフォ (田邊誠訳)『アメリカ民事訴訟法入門』(信山社、平9)、浅香吉幹『アメリカ民事手続法』(弘文堂、平12)、メアリー・K・ケイン (石田裕敏訳)『アメリカ民事訴訟手続』(木鐸社、平15)、モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所『アメリカの民事訴訟 (第2版)』(有斐閣、平18)。アメリカの民事訴訟制度に関する本文の記述は、おおむねこれらの文献に依拠している。

*75 Federal Court Management Statistics 2006

*76 Carol J. DeFrances, Marika F.X. Litras, *Civil Trial Cases and Verdicts in Large Counties, 1996*, BUREAU OF JUSTICE STATISTICS BULLETIN, September 1999

また、1998年から2006年までの、アメリカの連邦地方裁判所における民事第一審訴訟の全事件及びトリアルを経た事件の審理期間の中央値の推移は、以下のとおりである。

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
審理期間（月） （中央値・全事件）	9.2	10.3	8.2	8.7	8.7	9.3	8.5	9.5	8.3
審理期間（月） （中央値・トリアルを経た事件）	19.5	20.5	20.0	21.6	21.8	22.5	22.6	22.5	23.2

（事件類型別の審理期間）

今回のアメリカにおける面談調査で、特に審理期間が長期化すると考えられる事件類型は何かを質問したところ、「複雑訴訟（complex litigation）」という概括的な回答も少なくなかったが、具体的な類型としては、「製造物責任訴訟」（NCSC^{*77}）、「特許・知的財産権訴訟」（裁判官，弁護士）、「医事関係訴訟」（FJC^{*78}，NCSC，学者）、「建築関係訴訟」（学者）、「大企業間のビジネス紛争」（弁護士）、「大型の商事事件」（裁判官，学者）、「独占禁止法関係訴訟」（弁護士）等の回答がなされた。また、当事者の数や形式に着目して、「クラスアクション^{*79}」（FJC，裁判官，弁護士，学者）、「多数当事者訴訟」（FJC，裁判官，ADR機関）等の回答もなされた。

もともと、「医事関係訴訟や建築関係訴訟は、当事者双方とも容易に専門家証人を得ることができるので、他の事件と取り立てて違いはない。」（裁判官）、「医事関係訴訟や建築関係訴訟は、長期化事件としてはあまり問題視されない。」（弁護士）という回答もあった。

前記の1996年の全米中75郡における調査結果によれば、事件類型別の平均審理期間は、製造物責任訴訟が40.7月、医事関係訴訟が34.1月となっており、いずれも全事件の平均審理期間（25.6月）より長いことがうかがえる。

（審理期間についてのアメリカでの評価）

審理期間についての市民の意識を調査したものとして、1999年の世論調査^{*80}がある。この調査では、「訴訟が適時に（in a timely manner）解決されていない」との問いに対して「大いに同意する」と回答した者が約46%、「やや同意する」と回答した者が約34%あり、合計すると約8割もの回答者が、訴訟が適時に解決されていないとの見解を示している。

ただし、今回のアメリカにおける面談調査では、面談者によっては「現在では多くの事件は長期化しなくなってきた。」（裁判官）、「少なくとも弁護士は〔審理が長期化しているとの〕問題を感じてはいないだろう。」（裁判官）との発言がなされていた。

*77 米州裁判所センター（National Center for State Courts）。アメリカの州裁判所その他の裁判所の司法行政の向上のための非営利団体。ウェブサイトは<<http://www.ncsconline.org/>>。

*78 連邦司法センター（Federal Judicial Center）。アメリカの連邦裁判所のための教育及び研究機関であり、1967年に設立された。ウェブサイトは<<http://www.fjc.gov/>>。

*79 共通点を有する一定範囲の人々（class）を代表して、1人又は数人の者が、全員のために原告として訴え又は被告として訴えられるとする訴訟形態。田中英夫編集代表『英米法辞典』150頁（東京大学出版会，平3）。

*80 National Center for State Courts, *How the Public Views the State Courts - A 1999 National Survey*

○ 審理期間についての背景事情

このようなアメリカの民事訴訟に対する評価に関し、審理期間に影響する背景事情として指摘されている点としては、次のようなものがある。

(当事者対抗主義)

アメリカの民事訴訟の特徴として、当事者対抗主義 (adversary system) が特に重視されていることが挙げられる。すなわち、「当事者の意思により訴訟の開始・終結がなされるという処分権主義、主張と証拠の提出を原則としてもつばら当事者にゆだねる弁論主義にとどまらず、訴訟進行の全般にわたって裁判官ではなく当事者が主導する傾向がある」^{*81}とされ、「アメリカ民事訴訟手続全般にわたって、両当事者を代理する弁護士が進行の主導権を握り、裁判官は積極的な関与を避ける傾向にある」^{*82}と指摘されている^{*83}。

民事訴訟の審理期間について質問を行った今回のアメリカにおける面談調査においても、面談者による当事者対抗主義についての言及がしばしばあった。すなわち、「当事者対抗主義である以上、必要十分な法的主張をし、証拠を提示するのは当事者の責任であり、裁判所の責任ではない。」(学者)、「アメリカの訴訟は、当事者自治が原点となっている。どのように訴訟を進めていくかは基本的には当事者が決定する事項であり、裁判官は当事者が決めてくれとってきたことを決定するという、野球の審判役のような受動的な役割というのが、伝統的な訴訟観であった。」(学者)という発言がみられた。

そして、この当事者対抗主義の現れとして、時間がかかる手続であると多くの面談者が指摘したのが、以下に紹介する開示手続とトライアル前の申立てである。

(開示手続)

アメリカの民事訴訟手続の中では、「開示手続が時間の点でも費用の点でも大きな部分を占める」^{*84}とされ、「訴訟遅延および司法運営のコストの増加(中略)の最大の原因がディスカヴァリの濫用および肥大化にあることは、一般に認められているところである。」^{*85}と指摘されている。具体的には、「ディスカヴァリを要求する側の証拠漁り (fishing expedition) や、開示する側が自己に不利な証拠の発見を困難にするために大量の文献を開示するといった形で現れている」^{*86}とされている^{*87}。

今回のアメリカにおける面談調査でも、多くの面談者が、開示手続が訴訟手続全体の審理期間において相当大きな部分を占めている旨の発言をした。すなわち、「アメリカの開示制度は他国に例を見ない広範な制度であり、時間と費用が膨大にかかる。」(裁判官)、「複雑な訴訟では、開示手続に非常に時間がかかる。開示手続によって請求される文書、作り出される書類は非常に多くなり、場合によっては倉庫一部屋分ということもあり得る。」(裁判所職員)、「当事者にとっては、相手方が所持する書類の中から当方に有利な証拠を

*81 浅香・前掲注74・5頁。

*82 浅香・前掲注74・6頁。

*83 他にもアメリカの当事者対抗主義について指摘している文献は多いが、比較的最近のものとして、小林・前掲注74・74頁-114頁、ハザードほか・前掲注74・94頁-114頁、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注74・2頁-4頁。

*84 浅香・前掲注74・73頁。

*85 小林・前掲注74・148頁。

*86 小林・前掲注74・148頁-149頁。

*87 実際、開示手続の濫用を制御するための連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) の改正が、1980年、1983年、1993年及び2000年に行われている。これらの改正の経緯についての文献は少なくないが、近時のものとして、リチャード・マーカス (三木浩一訳)「アメリカにおけるディスカヴァリの過去、現在、未来」大村雅彦=三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』29頁 (商事法務、平18)、笠井正俊「アメリカの民事訴訟における2000年のディスカバリ制度改正をめぐって」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築 (下)』1頁 (有斐閣、平13)。

探し出すことが重要であるため、徹底的に開示を求め合う。また、関係者の供述録取 (deposition) を可能な限り取得するため、多くの日数を費やす。」(弁護士)、「広範な開示制度によって当事者がすべての証拠を持ち、紛争の実相を把握して合理的に行動することで、紛争を早期にかつ適正に解決することが期待されていたが、実際には開示手続により訴訟が遅延し、膨大な弁護士費用が発生しているのが現状である。」(学者)などの発言があった。

(トライアル前の申立て)

トライアル前の段階では、前記のとおり、当該事件における様々な事実上又は法律上の問題に関する申立てが行われることがある。このトライアル前の申立ては、当事者の主張を明確にし、争点を集中・限定し、トライアル前に全部又は一部の請求の却下を求める効果がある。また、根拠がなく疑わしい請求を除外し、中核の争点に焦点を当てることにより、和解を促進することにもなる^{*88}。

トライアル前の申立てにはこのような機能がある一方、今回のアメリカにおける面談調査では、多くの面談者が、時間のかかる手続としてこのトライアル前の申立てを挙げている。

すなわち、「開示手続以外に長期化する要因は、トライアル前の申立てである。」(裁判官)、「当事者、特に被告側から、訴訟要件や法的問題に基づく訴訟の却下を求めるトライアル前の申立てが多数提出され、この取扱いで時間がかかる。1件の申立てのみの審理に1年近くかかることもあるし、複数の申立てを順次提出することでやはり長時間が経過することもある。」(弁護士)、「複雑、大規模な事件では数多くの申立てが提出されることがあり、これが手続の大きな部分を占める場合がある。」(学者)との発言がなされた。また、「申立ての処理に時間がかかる場合もある。先例がなく、初めて判断するような案件の場合は、検討に非常に時間がかかり、1年以上かかる場合もある。」(裁判官)、「申立てに対する裁判所の判断待ちで長期化する場合もある。1年、2年と待たされることもある。」(弁護士)との発言もあった。

(トライアルの遅れ・長期化)

今回のアメリカにおける面談調査では、トライアルの準備が整っても、そこから実際にトライアルが開始されるまでの間に長期間を要する場合や、トライアル自体が長期間にわたる場合があるとの指摘がみられた。

すなわち、トライアル開始までの期間については、「アメリカでは、刑事被告人が迅速な裁判を受ける権利が憲法上の権利として保障されている。この結果、刑事事件のトライアル件数が一時的に増加すると、民事事件を通常担当している裁判官に対しても刑事事件が割り当てられ、本来担当する民事事件についてトライアルの期日が既に決まっていたとしてもそれは延期される。このようなシステムは、民事訴訟事件を長期化させている原因の一つである。」(裁判官)、「トライアル件数が集中して、スケジュールが入らないことがある。刑事事件は民事事件に優先し、また民事事件同士でも手持ち事件数が増えるとトライアルが入らなくなってくる。」(裁判官)との発言があった。また、トライアル自体の長期化についても、「トライアルも、大きな事件だと1か月以上かかるものも多い。4か月かかったものもある。」(弁護士)との発言もあった。

*88 以上のトライアル前の申立てにつき、ハザードほか・前掲注74・120頁-125頁、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注74・110頁-125頁。

(ADR)

アメリカでは、民間のADR機関の活動が盛んであり、ADRを専門とする弁護士や、弁護士以外でADRの専門家として活躍している者も多いとされる。また、連邦及び各州の裁判所においても、迅速、多様な紛争処理の実現を目的として裁判所付設型のADRが設置されるなどしている^{*89}。

民事訴訟の審理期間について質問を行った今回のアメリカにおける面談調査でも、面談者から、活発なADRの利用について触れることがしばしばあった。すなわち、「裁判所の手続は法律で厳格に決まっており、開示手続など時間と費用がかかることが多い。これに対し、ADRの場合、依拠すべきルールは必ずしも厳格ではない。紛争のどの段階であってもADRは可能であり、費用と時間のかかる開示手続の前の段階で解決を図ることによるメリットは大きい。」(ADR機関)、「ADRが盛んであり、これらにより訴訟事件の早期解決、進行の迅速化がされている。」(弁護士)、「長期間かかる訴訟では割に合わない比較的小さな事件はADRに持ち込まれることが多い。」(弁護士)といった発言がみられた。

(その他—専門家証人)

前記のとおり、今回のフランス及びドイツにおける面談調査では、多くの面談者から、長期化する手続の一つに鑑定手続があるとの指摘がされていた。

この点、アメリカでは、フランス及びドイツにおける鑑定のように専門的知見を必要とする場合、各当事者が専門家証人 (expert witness) を申請するなどの方法があるが^{*90}、フランスやドイツにおける面談調査とは異なり、今回のアメリカにおける面談調査では、この専門家証人等に関する手続が長期化するとの回答はなかった^{*91}。

*89 アメリカのADRについての文献は多い。最近のものとして、笠井正俊「比較法的視点からみたわが国ADRの特質—アメリカ法から」ジュリスト1207号57頁(平13)及びその脚注1において引用された文献、小川嘉基「ニューヨーク及びワシントンDCの裁判所付設型ADRについて」判例タイムズ1151号54頁(平16)及びその脚注4、5において引用された文献がある。

*90 アメリカの民事訴訟における専門的知見の利用に関する文献は少なくないが、最近のものとして、石川正ほか「座談会 現代型訴訟と鑑定—私鑑定を含めて」NBL782号4頁、6頁—8頁(平16)、関戸麦「日本企業が米国民事訴訟で経験する手続法上の論点(7)」NBL817号47頁、47頁—50頁(平17)、杉山悦子『民事訴訟と専門家』227頁—295頁(有斐閣、平19)。

*91 もっとも、「専門家証人が多数必要となったり、開示手続における開示文書の量が膨大になったり、申立てが多くなされるような専門的な訴訟は時間が掛かる。」(裁判所職員)との発言はあった。